

「守口市子ども・子育て支援事業計画」第5章 平成28年度進捗状況(評価シート)

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】<推進項目1. 子どもと母親の健康確保 (No.1-No.12-2)>								
1	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族等身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦等、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行っています。 ■ 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。 	健康推進課	<p>母子健康手帳交付時ならびに、転入した妊婦の妊婦健診受診券交換時に、全数面接し、平成28年6月から大阪府のアセスメントシート(妊娠期)を実施している。</p> <p>リスクアセスメントした結果を、虐待対応担当保健師が全数検討し、特定妊婦になる可能性が高いと判断された場合は、課内で検討し、特定妊婦に該当する場合には、守口市児童虐待防止地域協議会に特定妊婦として報告し、支援している。</p>	<p>母子健康手帳交付数:1,114件 転入による受診券交換数116件に全数面接 リスクアセスメントシート(妊娠期)を998件実施 妊婦フォローをした件数・実数233件、延700件</p>	<p>平成28年度は6月からリスクアセスメントシートを使用したが、平成29年度は4月1日から全数面接時にリスクアセスメントシートを使用し、妊娠期のリスク判断をおこなっていく。</p>
2	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	妊婦に対する健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、母子健康手帳交付時等の機会を活用し、妊婦健診の受診券の交付を行い、受診率の向上に努めます。 	健康推進課	<p>母子健康手帳交付時ならびに、転入した妊婦の妊婦健診受診券交換時に、全数面接し、妊婦健診受診を促している。</p>	<p>平成28年度妊婦健診受診券使用枚数:延12,130件 1枚目使用数:1,053件</p>	<p>母子健康手帳交付時の面接で、妊婦健診の大切さをこれまで以上に伝していく。</p>
3	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	両親教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出産前からの子育て準備として、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を実施し、子育てに関する情報提供を行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。 	健康推進課	<p>沐浴体験や育児物品に実際に触れる機会を多く取り入れ、より赤ちゃんのいる生活が身近に感じられ、実際の育児場面に即した内容構成となるよう、体験を重視した教室を行っている。</p> <p>妊婦の配偶者同士が交流を図れる時間を設定している。</p>	<p>平日版2回(1クール)・日曜版を隔月で交互に開催 開催回数:平日12回(6クール)、日曜日6回 参加数:延151組(参加率71.9%)</p>	<p>アンケートなどを通じて参加者のニーズを把握し、内容の更なる充実を図っていく。 周知(広報掲載、母子手帳交付時の説明)を更に行い、参加率向上に努める。</p>
4	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ あらゆる機会を通じて、乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、受診率の向上に努めます。 	健康推進課	<p>遠方の住民の受診率向上のため、4ヶ月児健診はコミュニティセンター(庭窓、東部)での開催を毎月行っている。</p> <p>受診勧奨のため、広報・健康カレンダーで開催日を周知し、健診開催日ごとに対象者へ事前に個別通知案内を行っている。事前送付する問診票の中に「未受診の場合は、保健師が後日訪問または連絡する場合があります。」と記載。また、健診の意義や内容についてのリーフレットを作成し全数へ配布して、健診受診の必要性を説明している。</p> <p>未受診者に対しては再案内や、保健師からの受診勧奨、大阪府未受診者追跡ガイドラインに沿って追跡を行い、受診につながるように働きかけている。</p>	<p>「4か月児健診」 年48回開催、受診者989件/案内者998件、受診率99.0% 「1歳6ヶ月児健診」 年24回開催、受診者989件/案内者1,040件、受診率95.1% 「2歳児歯科健診」 年24回開催、受診者 890件/案内者986件、受診率90.2% 「3歳6ヶ月児健診」 年24回開催、受診者835件/案内者1,007件、受診率82.9%</p> <p>昨年に比べていずれの健診も受診率が+2%前後と微増している</p>	<p>健診受診の必要性を伝えるための働きかけを継続し、受診率の向上に努めていく。 未受診者に対しての追跡は、府や市の未受診対応ガイドラインを沿った対応を継続していく。</p>
5	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	新生児訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保健指導が必要な産婦および新生児(出生後28日以内の乳児)に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係の中で育児が行なえるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行っていきます。なお、乳児家庭全戸訪問事業を兼ねています。 	健康推進課	<p>平成23年度からは、全戸訪問事業を兼ねて、主に第1子には「新生児訪問」で助産師が訪問を実施。未熟児等の場合は第1子に関わらず保健師等で訪問実施している。</p>	<p>助産師による訪問件数:実446件、延457件</p>	<p>母子手帳交付時、本事業の目的などを説明し、本事業の利用に繋がるようにしていく。</p>
6	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生後4か月までの乳児(新生児訪問指導対象者を除く)を対象に、訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を探提供し、保健指導が必要な家庭については、継続して支援を行っていきます。 	健康推進課	<p>主に第2子以降には、「こんにちわ赤ちゃん訪問」で民生委員、児童委員又は看護師が訪問を実施している。</p>	<p>計878件(新生児訪問も全戸訪問を兼ねている) (内訳)助産師訪問件数:446件 看護師訪問件数:59件 民生委員訪問件数:218件 保健師訪問件数:155件</p>	<p>母子手帳交付時、本事業の存在と目的を伝え、本事業の利用に繋がるようにしていく。</p>
7	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	かかりつけ医を持つように啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康確保に向け、健診や予防接種等の機会を通じ、かかりつけ医の重要性を啓発し、かかり方にについても周知を図っていきます。 	健康推進課	<p>新生児訪問等において、予防接種の説明とともに、近隣でかかりつけの医療機関をもつことの重要性を伝えている。</p> <p>4ヶ月健診等で実施している「すこやか親子アンケート」の中に「かかりつけ医がありますか」という項目があり、かかりつけ医の啓発となっている。</p>	<p>平成28年度4ヶ月健診時の「すこやか親子アンケート」によると、受診された990件のうち、 かかりつけ医がある:752人 かかりつけ医がない:80人 何とも言えない:123人 無回答:35人</p>	<p>健診等で、予防接種が滞りがちで、かかりつけ医がないと答えた人には、近隣の医療機関を紹介し、かかりつけ医をもつ大切さを今まで以上に伝えていく。</p>
8	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	小児医療に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報や市ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や相談等の情報提供を充実し、周知に努めます。 ■ 救急医療体制等の情報のひとつとして、小児救急電話相談等の情報も積極的に提供していきます。 	健康推進課	<p>毎月の広報・4月号折り込みの健康カレンダーに情報を掲載。全戸訪問(新生児訪問を含む)にて、健康カレンダー・案内チラシまたは案内カードを手渡して説明。</p> <p>母子健診会場・予防接種会場(BCG)にてカードを自由に持ち帰られるよう設置。</p> <p>母子手帳に、小児救急電話相談記載。</p>	<p>広報にて全戸配布 新生児~4ヶ月までの全戸訪問実施:878件 母子手帳交付:1,114件 BCG接種者:959件</p>	<p>予防接種会場(BCG)にて、案内カード配布について口頭で周知をし、情報提供をしていく。</p>
9	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	予防接種の知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乳幼児健診等の機会を通じて、予防接種手帳の活用をすすめ、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。 	健康推進課	<p>乳児健診来所時や、転入手続きで保健センター窓口来所時に予防接種手帳配布し説明。</p> <p>乳幼児健診では、予防接種の接種状況に応じて、予防接種の必要性や情報提供を実施している。</p> <p>MRや日本脳炎については、健診案内や個別通知に知識の普及が図れるよう必要性など記載している。</p>	<p>予防接種手帳配布数 乳児健診:989件 転入手続き:78件</p>	<p>広報、ホームページ、乳幼児健診や集団予防接種の機会を通じ、情報提供をしていく。また、関係機関(保育所、幼稚園、認定こども園)に協力依頼し、チラシ配布を行う。</p>
10	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	助産制度による分娩費の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給していきます。 	子育て支援課	<p>前年度と同様に経済的に困窮している妊婦世帯に対して助産を受けれるように助成を行った。</p>	<p>対象者:28人(内訳:A階層(生活保護)19人、B階層(非課税)9人) 助成額:10,315,198円</p>	<p>引き続き、制度に基づき条件に応じて助成を行う。</p>

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
11	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	出産育児一時金	<ul style="list-style-type: none"> 守口市国民健康保険に加入している方が出産したとき(妊娠12週以上の死産・流産を含む)に、その世帯主に対して一時金を支給していきます。 他の健康保険に加入している方については、ご自身の加入している健康保険にお問い合わせください。(直接支払制度) 	保険課	国保被保険者が出産した場合に、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、404,000円(※産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合は420,000円)の出産育児一時金を支給している。 なお、被保険者の出産費用支払の負担を軽減するため、被保険者が医療機関と合意した場合には、直接医療機関に支払っている。(直接支払制度)	支給件数:146件 支給総額:60,845,096円	今年度も、平成28年度と同水準の給付を維持していく。(平成30年度からは府内統一支給基準となる見込み)
12	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	子どもに関する医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から中学校卒業まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまでの)子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部を助成していきます。 	子育て支援課	平成27年度に拡充し、平成28年度も継続して対象児童に医療費の助成を行った。	対象者:14,941人(平成29年3月末日) 助成件数:199,123件 助成額:384,720,768円	引き続き広報やFMハナコにて福祉医療制度の周知活動をしていく。
12-2	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するために、不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部(自己負担額の2分の1。上限5万円)を助成していきます。 	健康推進課	子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するために、不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部(自己負担額の2分の1。上限5万円)を助成している。	年間申請件数:37組	平成28年度は事業開始初年度であり、2年内に受けた検査、治療が対象という点から、今年度は目標数より少ない37組であったが、年度の後半から市民の方からの問い合わせ及び申請数が増加していること、また平成29年度は事業開始2年目となることから、さらなる申請数の増加が見込まれるため、今後も引き続き継続していく。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】<推進項目2. 就学前の教育・保育の充実 (No.13-No.22)>								
13	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	教育・保育施設での取組み	<ul style="list-style-type: none"> 集団生活を通しての他者との関わりの中で、仲間を支える思いやりの心とともに、基本的な生活習慣を身につけ、子どもの主体性や豊かな感性を育むよう努めるとともに、家庭と連携し、自己と他者への基本的信頼感を育てていきます。 	保育・幼稚園課	<p>市立施設においては、集団で生活をする中で、日々の基本的な生活習慣を身につけるとともに、常に児童の次の行動を予測して必要な用具等を準備し、児童本人が主体的に行動することで様々な経験ができるような環境設定を行ってきた。また、就学前の児童にとって、人との信頼感の基礎を培う大切な時期ととらえ、保育士と児童、児童と児童等、人との繋がりを重視した中で日々の保育を行った。</p> <p>私立施設においても、日々の遊びや子どもたち自身で選択できるような保育環境の設定、自分の言葉で表現する喜びや他の人の関わり、信頼感の構築、遊びのなかで五感を刺激する環境の設定、一つの事を友達と取り組むことで思いやりの心や豊かな感性の育成を行うとともに、家庭と連携しながら子ども一人一人にあつた指導・保育計画等を策定し教育・保育を行った。</p>	<p>日々の保育の中で子どもの主体性を大切にし、豊かな感性が育めるよう日々環境設定を行った。また人への基本的信頼感が培われるよう日々の保育の中で児童とのかかわりを丁寧に行なった。</p>	<p>今後も日々の保育・教育のなかで継続するとともに、集団生活の過ごし方や園内での異年齢の生活空間においての環境設定など様々な工夫等を行うことで、子どもの主体性を育むとともに、仲間を支える思いやりの気持ちを育む。</p> <p>日々の教育・保育活動において、保育教諭等の反省や課題認識を明確にし、翌月以降の計画等に反映させるなど、保育・教育内容を充実させていくことが必要。</p>
14	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	異年齢交流	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが人と関わる力を培うとともに、小学校教育への円滑な接続ができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、近隣市立小・中学校等との交流や連携の充実に努めます。 	保育・幼稚園課	<p>市立施設においては、近隣の小学校や中学校等様々な人と関わることができる機会を年に1回～2回程度設けた。参加者は主に4・5才児が中心。</p> <p>私立施設においての取組については下記のとおり(抜粋)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校での生活に向けてのなだらかな移行を目的に、また小学校の雰囲気に慣れるため、また一日の生活の流れを知るために、近隣小学校と交流を行なった。施設によって開催回数や交流先の小学校数に違いはあるものの、少なくとも毎年1回以上は実施。小学校との交流を行う。児童は概ね年長組である5歳児クラスが主である。 ・翌年度以降進学する子どもの様子などを知つてもらうために、園だよりやクラス便りを小学校に配布したり、小学校教諭と年長クラス担任による連絡会を定期的に開催。 ・近隣中学校の生徒による職場体験の受け入れを行い、中学生と乳幼児の異年齢交流の場を設けた。施設によって受け入れ元学校数や受け入れ人数等に違いはあるものの、受け入れを行なった施設においては、数名程度の受け入れを実施。 	<p>(平成28年度)幼稚園と小中学校等との交流状況 小学校及び義務教育学校前期課程:10校 19回 中学校及び義務教育学校後期課程:8校 10回</p>	<p>今後も市立・私立施設において、継続して事業を実施していくとともに、小中学校との交流を日常的に実施し、行事のときなど自然な形で交流できるようにしていきたい。</p> <p>また、小学校への具体的なイメージがもてるよう、子どもの目線にたって交流を行っていく。(担当教諭の都合、施設行事、感染症の流行等により、実施回数を大幅に増加するには課題があると思われる。また、交流先を増加するにも、園児の行動範囲も限られてくる。)</p>
15	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> 地域の文化や伝統の伝承等を通じて、子どもと地域の交流を深めるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、シルバー人材センター等との連携により、地域の高齢者との交流を実施していきます。 	保育・幼稚園課	<p>市立保育所、認定こども園においては、行事等を実施する際に地域の高齢者にも参加してもらい、在園児童と触れ合う機会を持った。また、市立幼稚園では、近隣の老人福祉施設やさんあい広場に行き、高齢者とふれあう機会を持った。</p> <p>多くの私立認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所においても、各園でそれぞれ右記のような取組を実施し、地域や高齢者と交流を行なった。</p>	<p>(平成28年度)幼稚園と小中学校等との交流状況 小学校及び義務教育学校前期課程:10校 19回 中学校及び義務教育学校後期課程:8校 10回</p>	<p>今後も継続して交流していくとともに、行事のときだけではなく、日々の保育生活のなかでも、日常的に自然な形で交流できるようにしていきたい。(担当教諭の都合、施設行事、感染症の流行等により、実施回数を大幅に増加するには課題があると思われる。また、交流先を増加するにも、園児の行動範囲も限られてくる。)</p>

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
16	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	保育教諭・幼稚園教諭・保育士の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種研修会の開催を通じて、保育教諭・幼稚園教諭および保育士の資質や技術の向上を図ります。 ■ 保育教諭・幼稚園教諭および保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。 	保育・幼稚園課	<p>市主催で保育教諭や幼稚園教諭・保育士等を対象に研修会を実施し、教育・保育のあらゆる分野に対応できるよう、また、資質や技術の向上を図るとともに、市主催以外の研修として、大阪府等の主催の研修や私立園が共同で主催する研修を開催。他園で実施される公開保育等についても見学を行った。また、研修で学んだ内容等については、各園での園内研修を実施し、保育教諭等の間で共有を図った。</p> <p>研修等を実施するにあたって前年度に各保育教諭等に来年度に受講したい研修等の聞き取りを行ったうえで、個人の研修計画の策定にも取り組んだ(私立施設)。</p>	<p>研修の受講については、各施設で実施。 市主催の研修については、下記のとおり。 (※括弧内は市立施設勤務職員の延出席数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭研修: 年間開催数29回(172人) ・幼稚園長研修: 3回(12人) ・保育士研修: 6回(426人) ・保育士研究会: 12回(338人) ・延長保育士研修: 2回(62人) ・看護師研修: 3回(69人) ・障害児研修: 4回(102人) 	<p>保育と幼児教育に区別するのではなく、すべての研修について、保育・教育の合同研修として総合的に捉え、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の資質や技術の向上を図る。研修の受講者数についても、適切な園運営を図りながらも研修機会の確保を向上させるよう検討。園内研修についても充実を図る必要がある。</p> <p>平成29年度においては、市と私立園が共同で、年間を通して特別支援研修を実施し、障がいのある子どもや配慮の必要な子どもへの接し方等について特化した研修を実施中。</p> <p>今後も引き続き、市主催の研修は継続、参加者を募っていきとし、市主催以外の研修についても、職員のキャリアアップ、経験年数等に応じた各種研修等の受講の機会を広く周知していく。</p>
					学校教育課	<p>幼稚園の園長及び教諭に対する研修会を実施した。また、平成28年度は、幼稚園の教諭を対象とした研修会において、市内の公私の幼稚園、保育所、認定こども園等、全園に案内を送り、幼稚園教諭や保育士などによる合同研修を6回開催した。</p>	<p>園長研修 3回 教諭研修 4回 人間関係研修 各園3回×4園=12回 園内研修(障がい児研修含む)5回×4園=20回</p> <p>うち、他園所等に周知し、合同研修としたもの 教諭研修 2回 園内研修 各園1回×4園=4回 計6回</p>	
17	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	障がいのある乳幼児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、障がいのある乳幼児に対する統合教育・統合保育の充実を図ります。 	保育・幼稚園課	<p>市立施設においては、障がいのある乳幼児と健常児を区別し、個別に対応するのではなく、クラスという集団の中において、職員の対応や接し方を他の子どもが学び、子ども同士が互いに支え合うことができるユニバーサルデザインによる保育をめざし、障がいのある子どもと一緒に遊び楽しむことの出来るインクルーシブ保育を行った。</p> <p>障がいのある子どもが通園する私立施設においては、各園で右記のような取組を実施。障がいの有無に関わらず、全ての子どもがそれぞれのクラス等で過ごし、子ども同士が互いに支えあうことのできる環境づくりに努めるとともに、保育教諭等においても支援教育についての研修を受講したり、個別の保育計画を作成し、成長をサポートするなど配慮を行った。</p>	<p>市立施設においては、日々の保育のなかで、障がいのある子どもへの接し方や障がいへの捕らえ方の意識改革を行い、インクルーシブ保育を実施。市立保育所、認定こども園では、巡回指導時に統合保育の意味を周知するとともに、専門講師とともにその充実に向けて検討を行った。市立幼稚園では年に2回、支援学校教諭による相談指導を受けた。</p> <p>私立施設においての取組みについては下記のとおり(抜粋)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターと平行通園している児童の支援のため、定期的にケース会議を実施。 ・子どもの特性に合った個別の計画をたてて保育を行うとともに、職員会議等により保育教諭等が情報の共有を行った。 ・家庭や専門医からの配慮事項の聞き取りを行うとともに、保護者との連携を密に取り、定期的に個別面談や相談等を実施。 ・担任保育教諭や、加配担当職員の研修の受講。 ・臨床心理士を常時配置し、年間を通じた支援計画を作成。 ・キンダーカウンセラーの巡回、カウンセリングの実施。 	<p>市立施設のみならず民間の認定こども園等においても障がいのある乳幼児の保育を行えるような体制支援を検討していく。</p> <p>近年、障がいの有無にかかわらず、配慮の必要な子どもも増加しており、そういうケースについても從来以上に丁寧な対応が必要となってくる。そのためには、職員の知識向上が不可欠となることから、専門機関と連携をとったり、加配担当職員だけでなく職員全員の知識向上のためにより専門的な研修の開催、受講を行っていく。(平成29年度においては、市と私立園が共同で、年間を通して特別支援研修を実施し、障がいのある子どもや配慮の必要な子どもへの接し方等について特化した研修を実施している。)</p>
					学校教育課	<p>統合教育、統合保育の充実に向けて、公立幼稚園に対しては、指導主事が定期的に訪問を行い、障がいのある幼児への配慮、支援について指導助言を行った。</p> <p>また、平成28年度は、学校教育課主催の支援教育講演会を幼稚園の教諭を対象とした研修会にも位置づけることで、幼稚園教諭が支援教育について学ぶ機会の設定を行った。</p>	<p>平成28年度は各園に2ヶ月に1回の頻度で訪問を行った。 研修会(4月開催): 幼稚園教諭10名参加</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、障がいのある乳幼児に対して、教諭、保育士等が適切な対応ができるよう、言語聴覚士や臨床心理士等の専門講師または支援学校等による巡回相談等を行っていきます。 	保育・幼稚園課	<p>障がいのある乳幼児に対して施設で適切な支援が出来るように巡回相談を実施。</p> <p>私立施設においても、巡回相談で保育方法等について指導を受けたり、保健センターや嘱託医などの専門機関と連絡を取りながら子ども一人一人にあった保育を実践。</p> <p>就学前に小学校を訪問し、入学までの課題を踏まえた保育を実施。</p>	<p>障がいのある児童の在園状況や障がいの内容等の状況に応じて巡回の回数は変動するものの、言語聴覚士や大学の教授等とともに市立・私立認定こども園、保育所を対象に年間2回～3回程度訪問し、児童への接し方や保育方法等について相談、指導を行った。</p> <p>市立幼稚園では年に2回、支援学校教諭による相談指導を受けた。</p> <p>私立施設では、支援学校に保育教諭等が訪問し、子どもの様子について相談や情報交換を行ったり、講演等に参加したり、臨床心理士を常時配置し、年間を通じた支援計画のもと教育・保育を行った。</p>	<p>今後も引き続き実施する。また、巡回保育相談の実施回数を増やすとともに訪問時期等を各施設とも定期に実施することで、対象児童の様子や保育教諭等の指導状況、次年度への子どもの発達の繋がりを踏まえた相談体制の構築を検討。</p> <p>職員間での情報共有をしっかりと行ったなかで教育・保育を行っていく。</p>
					学校教育課	<p>平成28年度は、園内研修において「障がい児研修」を各園2回ずつ実施。</p> <p>守口支援学校の指導教諭を講師として招聘し、巡回相談と支援教育に係る研修講師として指導助言をいただいた。</p>	<p>2回×4園=8回 実施</p>	

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
18	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	幼保小連携強化の取組み	■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小学校において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を強化していきます	保育・幼稚園課	市立施設においては、認定こども園、保育所、幼稚園から小学校までの発達の連続性を踏まえ、小学校での生活等をスムーズに送ることができるよう、カリキュラムを作成し、日々の教育・保育を行った。 また、多くの私立認定こども園、幼稚園、保育所においても、各園でそれぞれ右記のような取組を実施した。	市立施設においては、日々、子どもの発達や学びの連続性を意識し、小学校での生活を見据えた教育・保育を行った。 私立施設においての取組は下記のとおり(抜粋)。 <ul style="list-style-type: none">・小学校との交流会に参加し、子ども同士の関わりだけでなく、教育委員会の職員に訪問を依頼したり、小学校の先生からも生活面等の話を聞く。・5歳児が進学する小学校に見学に行き、1年生の学習風景や学校施設を見学することで、小学校での生活を学んだ。・幼稚クラスでは数について年齢に応じて学ぶとともに、音楽リズムでは楽器等を用いる。また、5歳児では縄跳びや跳び箱、マット、鉄棒等を用いた運動を実施。・連携施設を確保している小規模保育事業においては、連携施設の行事等に参加することで、子どもの発達や学びの連続性を意識した保育等を実施。・小1プロブレムを意識し、自分で考え、話し合う機会を多く設けるとともに、他人の意見に耳を傾けたり、先生に相談できるよう小学校生活を意識した教育・保育を実施。	今後も引き続き実施する。また、修学前後の4・5歳児だけでなく、0歳児からの発達のなかで、どのように学びに繋げるかを視野にいれて取り組んでいく。 私立施設からも下記のような方針の記載があった(抜粋)。 <ul style="list-style-type: none">・主体的な学びの機会を確保するとともに、連続性を持つ発達の視点を維持することができるよう、適切な教育・保育要録の作成を検討。・発達や年齢に応じた適切な学び・学習について職員間で共有する必要がある。
					学校教育課	平成28年度は、幼稚園の教諭を対象とした研修会において、学校や市内の公私の幼稚園、保育所、認定こども園等、全園に案内を送り、幼稚園教諭や保育士、学校の教諭などによる合同研修を6回開催した。 また、就学に向けて公立幼稚園で行っている取組みを他の施設園所長や校長会、教頭会等で伝えることで、横のつながり縦のつながりを深める機会とした。	学校・他園所等に周知し、合同研修としたもの 教諭研修 2回 園内研修 各園1回×4園=4回 計6回 校長会・教頭会 全49名	今後も継続し実施していく。
				■ 認定こども園、幼稚園および保育所と市立小学校の円滑な接続に向け、教育内容や教育環境の充実や改善を図ります。	保育・幼稚園課	市立施設においては、保育所に勤務する保育士と幼稚園に勤務する幼稚園教諭で合同会議を開催し、情報共有を行うことで教育内容、環境等の充実に向けた意見交換を行った。 多くの私立認定こども園、幼稚園、保育所においても、各園でそれぞれ右記のような取組を実施した。	市立施設においては、合同会議を月に1回行い、小学校への円滑な接続に向けて意見交換、情報共有を行った。 来年度に小学校へ進学することを踏まえ、日々の保育内で午睡をなくし、その間に文字に興味を持てるような環境を整備した。 私立施設での取組みについては下記のとおり(抜粋)。 <ul style="list-style-type: none">・5歳児では席に着席し机上での活動を多く取り入れ小学校での授業環境に近づけた。・小学校から先生を招き、運動や小学校の教科について児童に話をしてもらい、小学校の生活に興味を持てるような環境を整備した。・数の概念や文字の習得、文字への興味など発達・段階に応じた興味、関心を持てるような環境を整備した。・職員が毎月の教務研修を受講するなど、学校での学習について学ぶとともに、職員間で情報を共有し、日々の教育・保育の見直しにつなげた。・時間を区切って活動したり、手を上げて返事するなど小学校への円滑な接続を意識した教育・保育を実施。	幼保小連携強化の取り組みに関しては、0歳児からの育ちを総合的に考えて取り組むべきことと捉えることから、引き続き教育・保育部分との調整を行っていく必要がある。 また、私立施設からも今後の方針について下記のような意見があつた(抜粂)。 <ul style="list-style-type: none">・年長児については、小学校の授業を見据えた机上活動を意識的に取り入れる。・読み、書き、計算など年齢や発達に応じた適切な学びや学習について、どのような指導等が求められているかを検討。・園児と児童の交流活動のほか、保育教諭と小学校教諭との交流を活発に行なうことで、情報共有ができる場を増やす必要がある。・小学校への入学に不安がないよう授業風景を見学したり、通学路を実際に歩くなど検討。
					学校教育課	平成28年度は、幼稚園教諭を対象とした研修会において、学校や市内の公私の幼稚園、保育所、認定こども園等、全園に案内を送り、幼稚園教諭や保育士、学校の教諭などによる合同研修を6回開催した。 また、就学に向けて公立幼稚園で行っている取組みを他の施設園所長や校長会、教頭会等で伝えることで、横のつながり縦のつながりを深める機会とした。	学校・他園所等に周知し、合同研修としたもの 教諭研修 2回 園内研修 各園1回×4園=4回 計6回 校長会・教頭会 全49名	今後も継続し実施していく。
19	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	就学前相談	■ 認定こども園、幼稚園および保育所において、在園児に限らず乳幼児の保護者を対象に、子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。	保育・幼稚園課	市立施設においては、保護者の育児の負担軽減や孤立感の解消のために、各施設での子育て支援活動時に相談を受け付けたり、随時電話での相談を行った。特に保育所、認定こども園での子育て支援活動時には、主任児童委員に協力を依頼し、相談体制を整えた。 私立施設においても、臨床心理士の先生や子育て支援員による保護者の子育て相談を実施したり、スマイルサポーターを配置し、在園児童はもちろん、園庭開放等にきた保護者等の子育て相談を実施した。	市立施設においては、全ての施設で実施(保育所:10園、幼稚園:4園、認定こども園:1園) 私立施設においても、園庭開放や子育て支援事業、出張保育等の機会に、多くの認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所で実施。	今後も引き続き実施するとともに、在園児童の保護者だけでなく、地域の子育て家庭がさらに気軽に相談ができるよう体制を整えるよう検討。 私立施設からは今後の方針について、下記のような意見があつた(抜粂)。 <ul style="list-style-type: none">・ホームページ等を利用して周知するなど利用者数を増加させることも必要。・相談員を常時配置し、いつでも相談に乗れる体制を検討する必要がある。
20	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	子育て講演会	■ 身近な公民館で、子育てに関する主催講座や講演会を実施していきます。	コミュニティ推進課(旧公民館) 生涯学習課	年間を通じて、市内コミュニティセンターで8種類の家庭教育支援講座を開催した。 【※No.122と同様】	「おはなし劇場」:延42組85名参加 「ママカフェ」:延69名参加 人形劇公演「でこぼこげきじょう」:延67組 134人参加 「えほんの広場」:延6組 12名参加 家庭教育講座「ママのための応援講座(全4回)」:延8名参加 「ママのためのハッピー講座「勇気づけの子育てを学ぶ(全2回)」:延25名参加 「毎日がもっと楽しくなる子育て講座(全4回)」:延20名参加 「ハネルシアターを作ろう！～ハラハラ、ドキドキ、あらふしげ！？(全2回)」:延26名参加 【※No.122と同様】	平成28年度においては、生涯学習課で子育てに関する講座等を開催したが、次年度以降は担当課を明確にし、引き続き子育てに関する講座、講演会等を市民のニーズ等に合わせ開催していく予定である。 講師については可能な限り市内で活躍する親學習リーダーを講師として招き、地域で子育てを考える機会の提供に努める。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
21	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	子育て便りの発行	■ 認定こども園、幼稚園および保育所において、子育てに関する情報を掲載した保護者に向けたお便りを定期的に発行し、認定こども園、幼稚園および保育所と保護者との連携、信頼関係の構築を図ります。	保育・幼稚園課	市立施設においては、在園児を対象に園便り、クラス便り、保健便りを配布するとともに、在園児以外の子どもにも、子育て支援に参加した親子を対象に子育て便りを配布した。 また、多くの私立認定こども園、幼稚園、保育所において、各園でそれぞれ右記のような取組を実施した。	市立施設においては、園便り、クラス便り、保健便りを月に1度配布した。 私立施設における取組みは下記のとおり(抜粋)。 ・毎月の園便りを発行し、子どもの姿や子育てに関する情報を掲載。また、カウンセリングや教育相談日等についてもお便りに記載した。 ・毎月、園便り、クラス便りを発行した。給食便りを発行し、料理のレシピ等の掲載も行った。 ・定期的に健康便りを発行し、感染症などそのときに即した内容を伝えることで子どもの健康管理を行った。 ・在園児童のほか、園庭開放に来た親子にも配布した。 ・紙媒体の発行のほか、ホームページや大型モニターを活用したり、ホームページに日々の保育風景等も掲載した。	今後も引き続き実施とともに、在園児童以外の子どもや保護者を対象とした子育て便りの配布について、さらに多くの家庭に配布できるよう配布方法等を検討する。 私立施設からも下記の方針の意見があった(抜粋)。 ・未就園の児童についても周知できるよう検討。 ・定期的にお便りを発行するとともに、保護者が求める内容等について的確に把握・発信していく。 ・ホームページやメール等による情報発信も検討していく。
22	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	教育・保育施設の耐震化	■■ 安全・安心な保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。 ■■ 公立施設においては、再編整備にあわせ、建て替えにより耐震化を図ります。	保育・幼稚園課	公立施設においては、再編整備計画に基づき、施設の集約化を実施中。 私立施設においては、認定こども園への移行にあわせて施設整備を実施中。	公立施設では、再編整備計画にあるとおり、施設の集約化を実施。(平成28年度末にとうだ幼稚園を閉園、おおくぼ幼稚園と統合)。 平成27年度に新設した「あおぞら保育所」を平成28年4月から「あおぞら認定こども園」に移行し、平成30年度に公立認定こども園を3園に集約するうちの1施設とする。 私立施設においても、認定こども園への移行に合わせて、平成28年度末に新園舎を新築で整備。	公立施設については、再編整備計画にあるとおり、東部エリアの「(仮称)東部市立認定こども園」は新設、中部エリアの「外島認定こども園」は耐震施設、南部の「あおぞら認定こども園」についても耐震施設となる。 私立施設については、順次、施設整備を行っているところであるが、平成30年度に民間移管する施設については、法人の意向を踏まえながら施設整備を実施していく必要がある。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】<推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備 (No.23-No.39)>								
23	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	学力の向上	■■ 市立小・中学校に通う子どもが楽しく参加し「わかる・できる」授業づくりを進めながら、少人数グループ指導によるきめ細かな指導を充実させるとともに、放課後学習等の実施により家庭での学習習慣の確立に向けた取組みを進めます。	学校教育課	全校で学力向上プランを作成し、組織的に取り組めるよう、年4回の授業改善に係る研修並びに、年3回の学力向上に係る教員を対象とした学力向上推進教員会議を実施。 また、市内の好事例を校長会、教頭会、学力向上推進教員会議等で発信した。 中学校及び義務教育学校後期課程に対しては、1・2年生を対象に家庭学習冊子を配布。市費による加配教員を配置し少人数指導並びに放課後学習の充実を図った。 また、全児童、生徒に対して家庭学習の方法などを示した家庭学習リーフレットを配布した。	授業改善推進研修(全4回): 延92名参加 学力向上推進教員会議(全3回): 延72名参加 学力向上プラン: 23校全校で作成 家庭学習冊子を中学校及び義務教育学校後期課程1・2年生全生徒へ配布。 市費加配教員を中学校及び義務教育学校後期課程全8校へ1名ずつ配置(計8名)	本市における児童の家庭学習習慣は、現在、各学校で毎日の宿題に加え、自学自習ノートの活用、また、定期的な放課後学習会の開催などの取組みを行っているところであり、年々改善傾向はみられる。 しかし、全国学力・学習状況調査の結果から、平日、土日における学習を「全くしない」と回答している児童の割合が全国の約2~3倍という状況である。 そこで、児童に学習機会を提供し、家庭での学習習慣の定着を図るために、民間活力を活用した土曜日における学習会を、平成29年度は研究指定校2校で実施する。
24	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	体力の向上	■■ 新体力テスト等により市立小・中学校に通う子どもの実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持、増進および体力の向上に係る取組みを進めます。	学校教育課	新体力テストや体力向上プランにより市立学校に通う子どもの実態把握を行い、教育活動全体を通して、健康の保持、増進および体力の向上に係る取組みを掌握した。 教育課程研究協議会を開催し、体力向上に向けた校内での取り組みについて、各校の教職員に対しての研修を実施した。	新体力テストを全校実施 学力向上プランを全校作成 教育課程研究協議会(1回開催): 24名参加	体育科授業と休み時間の使い方の年間指導計画の内容について、検証改善を行う。
25	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	心の教育の充実	■■ 社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持ちながら、人権教育および道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。	学校教育課	全教育活動を通して人権教育及び道徳教育に取組んでいる。 道徳教育全体計画、年間指導計画、別葉を全校で作成し、それらに基づいて指導を行った。	道徳の授業参観を行った学校(※全校で実施) 小学校及び義務教育学校前期課程: 16校 中学校及び義務教育学校後期課程: 8校	「特別な教科 道徳」に向けた研究を進める。 道徳教育推進教師を中心として道徳教育推進のためを校内体制を整え、指導力の向上をめざす。 市教育委員会主催の研修を充実させ、授業力向上を目指す。
25-2	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	小・中一貫教育の推進	■■ 市立小・中学校では、「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、中学校区で学校・家庭・地域が力を合わせ、「めざす子ども像」を共有し、特色のある授業づくりに取り組むなど義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育を推進していきます。	学校教育課	全中学校区にて「めざす子ども像」を共有し、「学びをつなぐ取り組み」や「育ちを支える取り組み」など、校区で連携した取り組みを行った。 また、各中学校区が「中学校区フォーラム」を開催し、一貫教育の推進に努めた。 義務教育学校「さつき学園」の開校に伴って、1~9年生が共に学び共に育つ特色ある取り組みを行った。	7の中学校区、1の義務教育学校区にて共同した取り組みを実施。 全校区において、中学校区フォーラムを開催。	義務教育学校「さつき学園」の取り組みを普及させ、全校区における小中一貫教育の更なる充実を図る。
26	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	進路先訪問	■ 市立小学校では、進学する中学校を訪問し、部活動を体験することなどにより、不安なく中学校へ進学できるように図ります。 ■ 市立中学校では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めていきます。	学校教育課	小学校及び義務教育学校前期課程の6年生が中学校及び義務教育学校後期課程の部活動等体験に参加し、進学することへの期待感を高める取り組みを行った。	全校にて実施。 樟風中学校区では、定期的に部活動体験に参加できる仕組みを確立。	今後も継続して取り組んでいく。
26	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	職場体験学習	■ 市立中学校では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日に亘る職場体験学習を実施し、その後子どもたちが自身の体験を発表し共有するなどの事後学習も行なうことで、様々な仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成していきます。	学校教育課	全中学校及び義務教育学校後期課程の2年生が、最長4日間の職場体験を実施。事前・事後指導を行うことで、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度の育成を図る取り組みを行った。	全8校で最長4日間の職場体験 施設は延388施設(同施設の場合もある)	中学校区におけるキャリア教育全体計画をもとに、全ての教育活動の中で、キャリア教育を推進していく。 また、職場体験は28年度同様、全校にて実施していく。
28	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	自然体験学習	■ 専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事の星空観察など、市立小・中学校に通う子どもが自然に触れる機会をもち、自然に親しむ心を育む教育を進めています。	学校教育課	全校にて、校外学習または宿泊を伴う校外学習などを通じて、自然体験学習を実施。	「小学校及び義務教育学校前期課程」 5年: 林間学舎 6年: 修学旅行 「中学校及び義務教育学校後期課程」 1年 スキー実習、少年自然の家での自然体験学習 2年 青少年自然の家などの自然体験学習 3年 修学旅行	継続して取り組んでいく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
29	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	福祉体験	■ 車いすを使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育を進めていきます。	学校教育課	各校において、アイマスク体験や手話体験、車いす体験等、体験型学習とともに、実際に作業所の方との交流会等を実施した。	市立学校全校で実施しており、在籍する児童、生徒の実態に応じて教員が設定した内容について取り組んだ。	今後も、体験型学習だけではなく、当事者の方々との交流等を含め幅広く実践がされるよう進めていく。
30	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	花の植栽を通じた障がいのある人との交流	■ 市立幼稚園や市立小学校では、子どもが障がいのある人と一緒に花の苗を植えるなどの交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めていきます。 ■ 市立幼稚園や市立小学校では、子どもが障がいのある人と一緒に花の苗を植えるなどの交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めていきます。	保育・幼稚園課	市立幼稚園では、障がい者の事業者の方に年2回程度、幼稚園に訪問してもらい、園児とともに花の苗植え等をとおしたふれあい交流を行った。	市立幼稚園では、各施設とも年に2回程度実施。	今後も引き続き実施するとともに、実施回数等の増加を検討していく。
				■ 認定こども園、幼稚園および保育所で、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努め、また職員をはじめ、地域コーディネーターや中学生による絵本などの読み聞かせを行っていきます。	学校教育課	花の苗の栽培等を通して、園児、児童が障がいのある方との交流を積極的に行い、ともにふれあう中で、障がい者(児)理解を深めることができた。	前期:各校135ポット／各園85ポット 後期:各校135ポット／各園85ポット	今後は植え付け以外の活動へもつなげ、より充実させていく。
31	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	図書環境の充実と読み聞かせ	■ 認定こども園、幼稚園および保育所で、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努め、また職員をはじめ、地域コーディネーターや中学生による絵本などの読み聞かせを行っていきます。 ■ 親密な親子関係の構築に役立てるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、在園児だけでなく園庭開放などの機会を利用して未就園児にも絵本の貸し出しが行なうなど、親子と一緒に絵本を読むことを推奨していきます。 ■ 市立小・中学校において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実に努めます。 ■ 市立小学校において、学校司書やボランティアによる読み聞かせを行うほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行っていきます。	保育・幼稚園課	市立施設においては、全ての施設において絵本の図書コーナー等を設置。 絵本の読み聞かせについては、日々の教育・保育の中で1日に数回行っており、また、地域コーディネーターや中学生による絵本の読み聞かせについても年に2・3回程度実施した。 私立施設での取組みについては下記のとおり(抜粋)。 ・職員が日常の保育時間中において絵本や紙芝居の読み聞かせを行っている。子どもの表情を見ながら、読み聞かせを行い、絵本への親しみを深めるとともにこばに親しむことのできるよう配慮を行った。 ・図書コーナーで、子どもが自由に絵本に触れることのできる環境を構成。保育教諭のほか、友達とも一緒に読める空間、環境設定を行っている。 ・施設によって実施頻度は異なるものの、地域コーディネーターや職場体験等で施設を訪れる中学生、地域の高齢者ボランティアによる絵本の読み聞かせを行った。 ・家庭でも絵本に親しめるよう、子どもの発達に応じた絵本の紹介。	市立施設においては、全ての施設において絵本の図書コーナー等を設置。 絵本の読み聞かせについては、日々の教育・保育の中で1日に数回行っており、また、地域コーディネーターや中学生による絵本の読み聞かせについても年に2・3回程度実施した。 私立施設での取組みについては下記のとおり(抜粋)。 ・職員が日常の保育時間中において絵本や紙芝居の読み聞かせを行っている。子どもの表情を見ながら、読み聞かせを行い、絵本への親しみを深めるとともにこばに親しむことのできるよう配慮を行った。 ・図書コーナーで、子どもが自由に絵本に触れることのできる環境を構成。保育教諭のほか、友達とも一緒に読める空間、環境設定を行っている。 ・施設によって実施頻度は異なるものの、地域コーディネーターや職場体験等で施設を訪れる中学生、地域の高齢者ボランティアによる絵本の読み聞かせを行った。 ・家庭でも絵本に親しめるよう、子どもの発達に応じた絵本の紹介。	絵本の読み聞かせを行う回数等がさらに増加するよう地域コーディネーターの派遣元等と実施に向けて検討を行う。 また、私立施設が考える今後の方針については下記のとおり(抜粋)。 ・地域の子どもたちにより多く利用してもらえるよう、情報発信を行っていく必要がある。 ・中学生の読み聞かせが未実施の施設については、実施に向けて検討。 ・子どもが絵本に興味や関心を持つことができるよう計画を立案。 ・子どもの年齢や発達に応じた絵本や紙芝居の充実。 ・保護者による絵本の読み聞かせの機会の充実。
				■ 第二次守口市子ども読書活動推進計画(平成28年度策定予定)に基づき、認定こども園、幼稚園および保育所での読み聞かせやムーブ21(守口市生涯学習情報センター)やエナジーホール(守口文化センター)などの市内図書室の図書環境の充実、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)での読書事業を推進していきます。	学校教育課	市立施設においては、毎月実施している園庭開放の時に、地域の子育て家庭を対象に絵本の貸し出しを行った。 また、絵本の貸し出しだけなく、その場で、親子で絵本を楽しむ機会も設けた。 私立施設においても園によって頻度は異なるものの、地域の子どもを対象に園庭開放等の機会を利用して絵本の貸し出しを実施した施設もあった。	市立施設においては、全ての施設において、園庭開放や子育て支援交流活動時に絵本の貸し出しを実施。 私立施設においても、在園児だけでなく、地域の子どもを対象とした絵本の貸し出しを実施。毎週実施している園や月に数回実施している園など施設によって頻度は異なる。	今後も引き続き親子で絵本を読むことのできる機会を提供するとともに、親子で一緒に絵本に触れる機会の出来る環境の整備(機会の創出等)を行っていく。
				■ ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)では、市内図書室を市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めるとともに、図書館司書等による読み聞かせのほか事業やイベントホールでの絵本作家講演会等も行っています。	生涯学習課	各中学校区等に学校司書を配置することにより、学校図書館の環境整理、貸出補助、子どもへの読み聞かせ等、読書活動の充実と学校図書館の整備の推進に努めた。	学校司書9名 延約6,800時間	今後も学校と学校司書が連携することにより、さらなる読書活動の充実及び学校図書館の整備を推進していく。
				■ ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)では、市内図書室を市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めるとともに、図書館司書等による読み聞かせのほか事業やイベントホールでの絵本作家講演会等も行っています。		各中学校区等に学校司書を配置することにより、学校図書館の環境整理、貸出補助、子どもへの読み聞かせ等、読書活動の充実と学校図書館の整備の推進に努めた。	学校司書9名 延約6,800時間	今後も学校と学校司書が連携することにより、さらなる読書活動の充実及び学校図書館の整備を推進していく。
				■ 第二次守口市子ども読書活動推進計画(平成28年度策定予定)に基づき、認定こども園、幼稚園および保育所での読み聞かせやムーブ21(守口市生涯学習情報センター)やエナジーホール(守口文化センター)などの市内図書室の図書環境の充実、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)での読書事業を推進していきます。		年間を通じて市内保育所、幼稚園、児童クラブ、児童センターでの「おはなし会」を開催した。 また、「子ども読書の日」を記念した「絵本作家長野ヒデ子氏による講演会」と「影絵劇」の開催も行った。 ムーブ21や文化センターでは年間を通じて、「子どもの読書活動支援事業」として多くのイベントを通じて子どもたちが図書に触れる機会の提供を行った。	おはなし会市内保育所(計15回開催 対象保育所の乳幼児) おはなし会児童クラブ(計9回開催 対象児童クラブ在籍児童) おはなし会わかさぎ・わかくさ園(対象在籍児童) おはなし会とうだ幼稚園(対象在籍園児) おはなし会児童センター(計11回開催 対象各乳幼児と保護者) 「絵本作家講演会」42名参加 「影絵劇」74名参加 (文化振興事業団主催) おはなし読み聞かせ養成講座20名参加等 夏のおたのしみ会☆歯医者さんのおはなし会と紙芝居☆68名参加等 市内各種団体に向けた図書フロア見学(年12回)	引き続き年間を通じた子ども読書活動推進事業として市内保育所で「おはなし会」を開催し、市内で活動する絵本の読み手サークルを毎月派遣する。 また、児童センターでの「おはなし会」開催も支援しており、今後も幼少期から絵本に触れる機会を提供していく。毎年度末には「子ども読書の日」を記念した事業を企画する。 ムーブ21、文化センターにおいても、引き続き「子どもの読み聞かせ事業」を推進していく。
				■ ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)では、市内図書室を市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めるとともに、図書館司書等による読み聞かせのほか事業やイベントホールでの絵本作家講演会等も行っています。		子どもも読書支援事業、ブックスタート支援事業、図書館教育支援事業、図書館利用促進事業これら4つの事業を中心に、子どもたちの知的好奇心を養い、読書活動・学習活動が活発に行われるような取組みを年間を通して行っている。	「絵本作家講演会」42名参加 (文化振興事業団主催) 「おはなし会」(計23回開催)延1356名参加 「出前事業(出前講座・出前おはなし会)」(計6回開催)233名参加 読書推進展示 「司書がススめるこの1冊」展示 「おはなし読み聞かせボランティア養成講座」(計2回開催)20名参加等 YA(ヤングアダルト)コーナーへの新書本配置等 冊子「絵本選びと読み聞かせQ&A」「ムーブ21おススメ赤ちゃんにおくるはじめての絵本」発行 保育所、幼稚園、小・中・高・支援学校、老人施設、各種団体による図書フロア見学(計12回開催)延660名参加 小・中学生の職場体験学習の受入(計13回開催)延26名参加 子ども1日図書館サポータ体験講座11名参加 「わが町守口 何でも情報~写真で見る守口の歴史 & 新聞記事から見る守口の文化~」 「ちょっと昔の教科書展~大正時代(尋常・高等小学校)から平成24年まで~」 「七夕まつり~愛と希望のメッセージ短冊記入と関連本展示・貸出~」	読み聞かせ事業を継続して行うほか、絵本作家による講演会や人形劇団による人形劇を今後も開催していく。また、子どもたちが図書室に興味を持てるような環境作りに努める。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
32	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	中学校校区連携推進協議会(すこやかネット)	■ 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となつた中学校校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。	保育・幼稚園課	市立施設においては、中学校校区連携推進協議会に参加している施設については、年に数回開催される中学校校区連携推進協議会の場で保育所が実施している子育て支援等に関する情報提供等を行った。 また、市立幼稚園では、公民館祭に参加した。 中学校区連携推進協議会に全ての市立・私立認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所が加入している訳ではないが、加入している施設においては、右記のような取組を実施した。	市立保育所、認定こども園加入施設数:7園(大久保・藤田・梶・西・北寺方・大宮・あおぞら) 市立幼稚園加入施設数:4園 私立施設についても下記のような取組みを実施(抜粋)。 定期的に開催される教育フォーラム等に参加し、施設で実施している園庭開放や子育て相談等についての周知を行った。 また、地域で開催される文化祭等への行事に参加した施設もあった。 保護者等へも地域の行事がある際などは周知し、地域活動への参加等を促した。	今後も引き続き中学校校区連携推進協議会に加入し、子育て支援に関する情報等を発信するとともに、まだ中学校校区連携推進協議会に参加していない施設に対しては参加を促していく。 在園児はもちろん、地域の未就園児の保護者等へも地域交流イベント等の参加を促していくことができるよう検討していく。
				■ 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となつた中学校校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。	学校教育課	学校支援コーディネーター29名を中心として、ボランティア数延約5,000名の方の協力のもと、登下校時の見守り活動をはじめ、授業や放課後の学習支援活動、学校図書館の整理、貸出補助、読み聞かせ、花壇の整備等、支援をいただいた。	学校支援コーディネーター:29名 ボランティア数:延約5,000名	今後も学校と学校支援コーディネーターが連携し、継続実施していく。
				■ 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となつた中学校校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。	生涯学習課	教育コミュニティづくり会議へ参加し、学校地域支援本部や放課後こども教室と連携し情報交換を行った。 また構成メンバーに対し、年間を通して、大阪府からの情報提供(親學習リーダー・地域コーディネーター養成講座、研修会、交流会等)を行い、各中学校区において人材が育成されるよう学習機会の提供に努めた。	情報提供(随時) 会議への参加(随時)	引き続き関係各課と情報共有を行うほか、学校統合による中学校校区連携推進協議会の再編成の際は、積極的に事務局として連絡調整を行う。
				■ 地域住民が、授業学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロールなどの支援をしていくため、学校支援コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力の向上を図っています。	学校教育課	学校支援コーディネーター29名を中心として、ボランティア数延約5,000名の方の協力のもと、登下校時の見守り活動をはじめ、授業や放課後の学習支援活動、学校図書館の整理、貸出補助、読み聞かせ、花壇の整備等、支援をいただいた。	学校支援コーディネーター:29名 ボランティア数:延約5,000名	今後も学校と学校支援コーディネーターが連携し、継続実施していく。
33	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	学校評議員制度の活用	■ 学校評議員は、保護者や地域の人々の意見を幅広く聞くためのものであり、意見を積極的に聞くことで学校運営の改善に活かしていきます。	学校教育課	学校の特色に応じ、学校長が推薦した者を学校評議員として、委嘱を行った。	学校評議員数:85名	中学校区の横のつながりを深める手段として活用。 平成32年度全校コミュニティ・スクール導入により、学校評議員制度の発展的解消。
34	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	校内相談窓口の活用	■ 市立小・中学校において相談窓口を設置し、相談に応じていくことで、セクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見に努めます。	学校教育課	児童、生徒及び教職員の人権侵害に対する窓口を各校に設置し、啓発するとともに、周知の徹底を行った。	人権問題及び差別事象:0件	市立学校園教職員の人権感覚の更なる醸成を図り、人権問題及び差別事象0件及び、万が一の場合の早期発見及び対応に努める。
35	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	人権侵害防止のための研修	■ 子どもの権利擁護について、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を未然に防止するため、各市立小・中学校において教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修も実施していきます。	学校教育課	各校において体罰、セクシュアル・ハラスメント予防等の研修を年間1回以上行うとともに、市教育委員会主催の研修のセクシュアル・ハラスメント防止研修及びいじめ防止研修を行った。	セクシュアル・ハラスメント防止研修:23名 いじめ防止研修:22名	子どもの人権問題及び差別等の防止及び予防、万が一の場合の早期発見及び対応に努める。
36	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	教職員の資質・能力の向上	■■ 市立幼稚園・小・中学校の課題やニーズに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図るなど、教育指導体制の充実に努めます。	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、市立幼稚園、学校の課題やニーズに応じた研修を実施している。	「教職研修カレッジ」 年13回開催(7月、8月) 参加者:549名 「授業改善推進研修」 年4回開催(6月、7月、12月、2月) 参加者:150名 その他、 市教委主催教職員研修(44回開催):延1,345名参加	平成29年度は、これに加えて、次期学習指導要領のスムーズな実施に向けて、研修を行っていく。
37	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	教育相談事業	■■ 教育センターに専門相談員を配置し、不登校・いじめ、学習・進路・特別支援教育等に関して、市立小・中学校に通う子ども、その保護者や教職員からの相談に応じます。 ■■ 市立小・中学校に、子どもの心理に関して高度な専門知識と経験を有するスクールカウンセラー(臨床心理士)を派遣し、市立小・中学校に通う子どもへのカウンセリング、その保護者や教職員への助言や支援を行っています。	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り教育相談事業を実施している。 相談窓口の周知について、ポスター、チラシを用い、一人一人に届くようにしている。	教育センターにて、教育専門相談員7名による面接相談を611件実施。 各中学校区、義務教育学校にスクールカウンセラーを計8名配置。 各カウンセラー年35回1回あたり6時間の相談活動を実施。	平成27年度同様に平成28年度も相談件数が600件を超えた。 今後も効果的な活用をしていく必要がある。
				■■ 学生フレンド(学生ボランティア)が、市立小・中学校に通う子どもの不登校の家庭を訪問するなどを通じ、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けての支援を行っていきます。		毎年度計画の見直しを行い、計画通り教育相談事業を実施している。	学生フレンド17名を、延318回派遣し、学校復帰を支援。	学校のニーズに答えられるよう、学生フレンドの確保を図っていく。
38	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	適応指導教室	■■ 不登校で悩む市立小・中学校に通う子どもに、教育相談や集団生活への適応指導等を行い、学校復帰への支援を行っていきます。	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り教育相談事業を実施している。	通室児童生徒:14名 中3生全員進路決定 小学生全員完全復帰	学校、学級担任とより一層連携しながら、学校復帰に向け取り組んでいく。
39	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	就学援助費	■■ 経済的理由により就学困難な市立小・中学校に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助していきます。	学校教育課	経済的理由により就学困難な市立学校に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助した。	小学校等総計:1,547人 中学校等総計:784人	引き続き、事業を実施していく。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】<推進項目4. 思春期保健対策の充実 (No.40-No.43)>								
40	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「喫煙防止教室」の開催		学校教育課	薬物乱用防止教室にて喫煙防止教育も行っている。	守口市立学校 各校1回	引き続き、関係諸機関と連携し開催していく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
41	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「薬物乱用防止教室」の開催等	■ 市立小・中学校で、ボランティア団体や保護司会、更生保護女性会等の協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催していきます。 ■ 市立小・中学校の授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用や喫煙を未然に防止すること目的とした指導を行っていきます。また、受動喫煙も含め、健康に与える影響についても、引き続き周知、啓発していきます。	学校教育課	小学校等5年生は守口ライオンズクラブを、中学校等では守口地区保護司会(薬物乱用防止指導員)を講師として招聘し開催した。 上記、薬物乱用防止教室において周知、啓発を行っている。	守口市立学校 各校1回 守口市立学校 各校1回	引き続き、関係諸機関と連携し開催していく。
42	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実		■ 市立小・中学校で、枚方少年サポートセンターや守口警察少年係等の協力を得て「非行防止教室」を開催していきます。 ■ 市立小・中学校の授業において、万引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の少年の非行を未然に防止すること目的とした指導を行っていきます。		小学校等5年生は枚方少年サポートセンターが、小学校等6年生では守口警察署生活安全課が非行防止教室を開催。中学校等では、枚方少年サポートセンター、守口警察署、守口地区保護司による非行防止教室を開催した。 上記、非行防止教室において、指導を行っている。	守口市立学校 各校1回 守口市立学校 各校1回	今後も関係諸機関と連携し、開催していく。
43	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	性に関する学習	■ 市立小・中学校において、保健体育等の時間を中心とし、発達段階に応じたカリキュラムを編成し、教科書、性教育副読本等を活用し、性に関する学習に取り組んでいきます。	学校教育課	市立学校の性教育部会で、保健体育の授業の中で養護教諭とともに、多様な性について文書等を通じて周知を行った。	性教育部会: 小学校2回、中学校2回 各校1名	児童、生徒の発達段階に応じた性に関する教育を行うため、学校間、校種間、教科等の連携を含めた報告や連携できる環境を整えていく。

【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】<推進項目5. 次代の親の育成支援 (No.44-No.45)>

44	子どもの豊かな成長支援	次代の親の育成支援	男女平等教育の推進	■ 幼少期からの男女共同参画の意識形成に向けて、学校教育において男女平等教育を推進していきます。	学校教育課	キャリア教育等を通して、男女平等に関する内容を扱うとともに、多様な性について文書等を通じて周知を行った。	市教委指導主事を講師とした授業研究会を1回行った。	多様な性についての研修会等を行い、男女共生教育の充実を図る。
45	子どもの豊かな成長支援	次代の親の育成支援	乳幼児とのふれあい体験	■ 市立中学校では職場体験等の一環として、認定こども園、幼稚園および保育所を訪問し、幼い子どもとふれあう機会を持つことで、中学生が子どもを生み育てるとの意義を深く理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる取組みを推進していきます。	学校教育課	小学生及び義務教育学校前期課程との交流会、授業見学、合同避難訓練などを通じた幼小連携の充実がなされた。 また、給食体験や小学校プールでのプール遊びなど、学校により特色のある取組みを実施した。 中学生及び義務教育学校後期課程の職場体験や家庭科の学習で中学生と幼児の交流の機会も持てた。	幼稚園と小中学校との交流状況 小学校及び義務教育学校前期課程: 10校 19回 中学校及び義務教育学校後期課程: 8校 10回	引き続き、子どもが人と関わる力を培うとともに、小学校教育への円滑な接続ができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、近隣市立小・中学校等との交流や連携の充実に努める。

【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】<推進項目6. 食育の推進 (No.46-No.50)>

46	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	両親教室等の活用	■ 両親教室の機会を捉えて妊娠中の食生活について指導していきます。	健康推進課	生涯にわたる健康の基礎となるよう両親教室にて妊娠中から食生活の指導を実施している。	栄養指導は平日版2回目で実施。 参加延べ人数: 妊婦23名 父10名	今後も両親教室の機会に栄養指導を継続します。
				■ 離乳食講習会や乳幼児相談、乳幼児健診等で、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。		離乳食講習会を開催し、前期(離乳食開始生後6ヶ月頃～生後8ヶ月頃)、後期(生後9ヶ月～完了期)に分けて、乳幼児の食事について月齢に合わせた講習会を実施している。 育児相談を開催し、個別の栄養指導を実施している。 4ヶ月健診時に集団指導で離乳食の進め方について説明を実施している。 乳幼児健診(4ヶ月健診・1歳6ヶ月健診・2歳歯科健診・3歳6ヶ月健診・フォローアップクリニック)時に保護者から相談があった場合に個別栄養相談を実施している。 未熟児教室を開催し、集団の栄養指導を実施している。 アレルギー喘息健康相談を開催し、アレルギー予防の為の離乳食の進め方を説明した後に、全員に個別栄養相談を実施している。 その他、母子保健事業時や保護者からの電話や来所での栄養相談について随時対応している。	離乳食講習会: 年間16回開催、計239名参加 育児相談: 年間12回開催、計172名 4ヶ月健診: 年間48回開催、計989名 乳幼児健診: 個別相談241名 未熟児教室: 年間11回開催、計158名 アレルギー喘息健康相談: 年間12回開催、計54名	今後も、離乳食講習会や乳幼児相談、乳幼児健診等の機会に、個々に合わせた食生活指導を継続していく。
47	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	就学前における食育	■ 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。	保育・幼稚園課	市立施設においては、給食等を通して食に興味、関心をもつことができるよう情報の提供、環境の設定を行った。 また、各家庭とも連携をとりながら、食習慣や食に関する知識の普及を行った。 また、多くの私立認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所においても、各園でそれぞれ右記のような取組を実施した。	市立保育所、認定こども園においては、毎日の給食時に献立表などを活用して給食に入っている食材等について話をする機会を設け、興味を持つよう日々の保育で食育指導を行った。また、きょうだいがいる家庭等でも給食についての話ができるよう、小学校と連携を行い、小学校で提供している給食と同じメニューの給食を保育所等で実施した。 市立幼稚園でも、給食や野菜の栽培・調理を通して食に関する知識や食べる事に興味を持つ取組を随時実施した。 私立施設においても下記の取組みを実施(抜粋)。 ・地域の方への給食の試食会を検討。 ・地域の行事(芋掘り)等の参加を検討。 ・園内で収穫した野菜を用いたクッキング等についても検討。 ・近隣の農家の畑で栽培されている野菜をみたり、給食で野菜を食べる機会を増やす。 ・保護者へ向けたSNS等や会話を通じて給食時の様子や食材についての周知を検討。	市立施設においては、昨年度に引き続き、小学校との同一献立等、普段の給食から食に対する興味を持つような環境設定や日々の教育・保育のなかで食育を行っていく。 私立施設についても下記のような方針を検討(抜粋)。 ・地域の方への給食の試食会を検討。 ・地域の行事(芋掘り)等の参加を検討。 ・園内で収穫した野菜を用いたクッキング等についても検討。 ・近隣の農家の畑で栽培されている野菜をみたり、給食で野菜を食べる機会を増やす。 ・保護者へ向けたSNS等や会話を通じて給食時の様子や食材についての周知を検討。
48	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	小・中学校における食育	■ 市立小・中学校では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組んでいきます。 ■ 市立中学校では給食だより等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えています。 ■ 市立小学校では、給食委員による献立紹介により食についての关心を高めています。	学校教育課	小学校及び義務教育学校前期課程の全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、推進教員を中心と全教職員が教科指導・給食指導等を通じて、食に関する指導を行った。 また、2年目教員を対象に食育に関する研修会を実施。 中学校及び義務教育学校後期課程では月に1回のペースで給食だより等のお便りを発行し、食の大切さを伝えた。 小学校及び義務教育学校前期課程の全校において、給食委員による献立紹介等を行った。	全体計画、年間指導計画: 16校全校作成 研修(1回): 31名参加(中学校等含む) 全校にて実施。 全校にて実施。	年間指導計画に基づいた教科における指導の充実を図る。 また、研修会を引き続き実施し、指導力向上に向けて取り組む。 今後も継続して取り組んでいく。 今後も継続して取り組んでいく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
49	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	中学校における食育		学校教育課	中学校及び義務教育学校後期課程の全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、推進教員を中心に関教職員が教科指導、給食指導等を通じて、食に関する指導を行った。また、2年目教員を対象に食育に関する研修会を実施。	全体計画、年間指導計画:8校全校作成 研修(1回):31名参加(小学校等含む)	年間指導計画に基づいた教科における指導の充実を図る。 また、研修会を引き続き実施し、指導力向上に向けて取り組む。
50	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	食生活に対する知識の普及		学校教育課	全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、全教職員が教科指導、給食指導等を通じて、食に関する指導を行った。また、保健指導等を通じて、食生活を含む健康な生活についての指導を行った。	全体計画、年間指導計画:全校作成 保健指導は、各校が年間計画に沿って複数回実施。	今後も、教科指導、給食指導、保健指導など様々な教育活動の中で、食生活に対する知識を普及させる指導を行っていく。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】<推進項目7. 特別な支援が必要な子どもへの対応 (No.51-No.57)>								
51	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	乳幼児の健康診査	■■ 市内全乳幼児の健康診査を実施し、疾病の早期発見や運動発達や精神発達等において遅れの疑いがあるかどうかの評価に取り組み、支援が必要な子どもとその保護者に対して適切な対応を行っていきます。	健康推進課	平成27年度より、5歳児健康診査を年中児を対象に開始し、巡回支援を実施。 さらに、平成28年度は年長児を対象に就学に向け継続支援を目指して巡回支援を実施。 乳幼児健診等で発達の遅れが疑われる児について、個別の発達相談を実施。 さらにOT(運動面と手先の健診)やST(言語面の健診)も必要時実施している。	個別の発達相談を受診された数:実461件、延564件 OT(運動面と手先の健診):実58件、延63件 ST(言語面の健診):実44件、延51件。	発達の支援が必要な子どもとその保護者に対して適切な対応を行えるよう努める。
52	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	児童発達支援	■■ 多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに、療育支援施設である市立わかくさ・わかすぎ園の役割についてさらなる啓発に努めます。	子育て支援課(わかくさ・わかすぎ園)	発達の遅れのある子ども達のために、保育や療育訓練等を行い、また、医療相談、発達相談や進路相談等を行うとともに関係機関と連絡を取りながら子どもや家族が安心して生活できるよう援助している。	「児童発達支援」 契約児数(通園:64名、個別療育:9名)	平成29年度においては、認定こども園等と並行通園する児童の利用できる日数を広げていくよう取り組む。
53	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	地域の障がいのある子どもへの支援	■■ 市立わかくさ・わかすぎ園を拠点として、障害児相談支援、保育所等訪問支援、外来療育等を実施し、通園児に限らず地域の障がいのある子どもへの支援を行っていきます。	子育て支援課(わかくさ・わかすぎ園)	地域の障がいのある児童及び御家族より相談を受け、福祉サービスを受けるための利用計画を作成したり、所属している保育所等に出向いて支援する「保育所等訪問支援事業」や外来療育支援として「小グループでの集団療育支援」を行った。	「障害児相談支援」 利用者数:263名、相談支援件数:1,447件 「保育所等訪問支援」 訪問先(認定こども園:1件、小学校5件)、利用者数:6名、訪問回数:24回 「外来療育等」 「そらさんグループ(当園にて)利用者数:前期9名、後期9名、開催日数:前・後期各15回 延626名 「ニコニコキッズ(保健センターにて)利用者数:前期6名、後期6名、開催日数:前・後期各15回、延438名	平成29年度においても各関係機関等と連絡を取りながら支援の必要な子どもへの対応を行っていく。併せて、各事業の啓発も行っていく。
54	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	就学指導	■■ 市立小学校への就学に備え、必要に応じて、子どもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行っていきます。	学校教育課	就学及び就園予定である園児、児童、生徒に関する適切な就学及び就園指導を行うため、障がいのある園児、児童、生徒の就学及び就園相談に関する事項、実態把握に関する事項及び就学及び就園後の支援体制並びに教育内容等に関する事項等について調査、審議した。	委員会 3回(7月・12月・1月) 研修 2回(10月)	引き続き、適切な就学・就園のため、障がいのある園児、児童、生徒についての就学及び就園相談に関する事項、実態把握に関する事項、就学及び就園後の支援体制並びに教育内容等に関する事項等について、委員会を開催し調査、審議を進める。
55	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	特別児童扶養手当	■■ 精神または身体に障がいを有する20歳未満の者の福祉の増進を図ることを目的に、これらの者を家庭で監護、養育する父母等に手当を支給していきます。	子育て支援課	市広報誌にて制度の案内をするとともに、必要条件を満たす人に手当の支給を行っている。	受給者:327人(平成29年3月末現在) 4月、8月、11月の3回に分けて支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)等の法令の定めに基づき、手当を支給していく。
56	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	障害児福祉手当	■■ 重度障害児の福祉向上を図ることを目的に、精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給していきます。	障害福祉課	対象者に対し年に4回、3ヶ月分の手当を支給済である。 また、広報やホームページに掲載及びわかすぎ園にて保護者を対象に、手当等のサービスについての説明会を実施する等制度案内に努めた。	年4回(2月、5月、8月、11月)各3ヶ月分の手当を支給 説明会開催(6月):参加者20~30名	認定基準が複雑なため個別の案内が困難ではあるが、今後も引き続きわかすぎ園において説明会等を継続していくなど、周知に努めていく。
57	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	障がい福祉サービス等	■ 障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護(ホームヘルプ)や移動支援事業(ガイドヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援事業等の福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援していきます。	障害福祉課	平成28年度については、児童のサービス対象である市内事業所は居宅介護事業所、移動支援事業所のみであり、短期入所や日中一時支援事業を行う事業所はなく、他のサービスや他市の事業所で充足していた。	居宅介護事業所、移動支援事業所:複数あり 短期入所事業所、日中一時支援事業所:児童の受け入れ先はなし	平成29年度より、児童の受け入れができる短期入所事業所が稼働予定。地域で児童を支える体制が進みつつある。 また、日中一時支援事業については、代替として放課後等デイサービスが増加傾向にあり、児童、保護者の選択肢も広がっている。
				■ 放課後等デイサービスの充実を図り、緊急時の対応ができるサービスの充実についても検討します。		平成29年3月末時点で、市内の放課後等デイサービス事業所数は18ヶ所に達した。 年に2回ある、放課後等デイサービス等事業所交流会で、各事業所の取り組みを把握することに努めた。	放課後等デイサービス事業所数(平成29年3月末時点):18ヶ所(休止中を除く) 放課後等デイサービス等事業所交流会:2回実施(平成28年9月15日、平成29年2月17日)	今後も放課後等デイサービス事業所数は、増加が見込まれる。 各事業所の状況把握に努め、相談支援事業所を通じて連携を意識していきたい。 また、平成29年度より、個別ケースの事情を加味した上で、放課後等デイサービスの支給量を増加予定である。 緊急対応については、平成29年度より稼働予定の市内短期入所事業所を中心に、今後も受け入れ先を増加させていきたいと考える。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
【施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり】<推進項目1. 子どもの安全確保 (No.58-No.60)>								
58	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもの安全確保	不慮の事故への対応	■ 乳幼児健診や保健指導の機会を活用して、新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。	健康推進課	4ヶ月児健診では事故予防に関するリーフレットを配布し、パネルや母子健康手帳を活用しながら集団指導で家庭内の事故予防について啓発している。 乳幼児健診の問診票の問い合わせの中で、「家庭内での事故予防対策をしていますか?」「これまでにあった事故の有無」を聴取し、現状把握と事故予防の意識付けを行っている。	「4ヶ月児健診」(年48回開催) 受診者:989件/案内者:998件、受診率99.0% 「1歳6ヶ月児健診」(年24回開催) 受診者:989件/案内者:1,040件、受診率95.1% 「2歳児歯科健診」(年24回開催) 受診者:890件/案内者:986件、受診率90.2% 「3歳6ヶ月児健診」(年24回開催) 受診者:835件/案内者:1,007件、受診率82.9%	リーフレットや集団指導の場を活用して、事故予防の啓発と知識普及に引き続き努めていく。
59	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもの安全確保	交通安全教室等の実施	■ 警察の協力を得て、認定こども園、幼稚園および保育所の園児や市立小学校に通う1年生に対して、安全な歩行の指導を行っていきます。	保育・幼稚園課	市立施設においては、警察の協力をえて、歩行、横断歩道のわたり方、信号の意味等についての指導を行った。 また、警察以外にも民間事業者等で交通安全指導を実施している事業者に依頼して交通安全指導を実施した。 私立施設である認定こども園、保育所、幼稚園等でも、定期に警察署や市道路課から職員を招き、幼児クラスの児童を対象とした交通安全指導を実施した。	市立施設においては、全ての施設で年に2回、交通安全指導を実施。 私立施設においても、多くの施設で、定期的に交通安全指導を実施。	今後も引き続き、年に2回程度の交通安全教室の実施を行うとともに、子どもの年齢や発達に応じて、指導内容を変えるなど、質の充実を検討する。 また、警察等との日程調整や申込等の方法が分からぬ施設もあることから、交通安全教室の開催や実施方法等について市として周知していく必要がある。 私立園からは、下記の点についても今後の検討として意見があつた。 ・小学校への進学を踏まえて、登校時の安全や自転車の乗り方、不審者対応など、保護者がそばにいないときの指導を実施したい。
				■ 市立小学校に通う3・4年生に対して、安全な自転車の乗り方の指導を行っていきます。	保健給食課	守口市立小学校1年生及び義務教育学校前期課程1年生を対象に、守口警察署と協力して交通安全教室を実施。 学校の校庭または、地域の歩道等を利用して実技指導を実施。	守口市立小学校及び義務教育学校全16校の内15校で守口警察署と協力して実技指導を実施。残り1校は学校で自主開催。	継続して守口警察署と協力し全校で実技指導を実施できる体制を整える。
				■ 地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所および市立小学校が主体となり、交通安全指導を行っていきます。	保健給食課	守口市立小学校3年生または4年生及び義務教育学校前期課程3年生または4年生を対象に、守口警察署と協力して交通安全教育を実施。 学校の校庭を利用し実技指導または教室等を利用し講義を実施。	守口市立小学校及び義務教育学校全16校の内7校実技指導、9校で講義による指導を守口警察署と協力して実施。	継続して守口警察署と協力して実技指導及び講義を実施できる体制を整える。
				■ 老朽化したブランコ等の遊具を公園施設長寿命化計画に基づき、より安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新していきます。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。	保育・幼稚園課	市立施設においては、施設周辺の環境等、地域性や状況に応じた交通安全指導を実施した。 また、園外に散歩等に行く際も、交通安全指導で指導を受けた内容等を児童が反復しながら楽しく交通ルールを学ぶことができるよう配慮した。 また、私立施設である認定こども園、保育所、幼稚園等でも、日常の教育・保育時間内において、散歩等で園外に出かけるときなど、その場に応じて交通安全指導を行った。 また、園内で横断歩道等を描き、園児に交通安全指導を実施した。	市立施設においては、日々の教育・保育において、子どもたちの実体験に即した話等を行ったり、実際に体験をすることで交通ルールに対する興味付けを行った。 私立施設における取組みについては下記のとおり(抜粋)。 ・施設が交通量の多いエリアにあることから、雨天時に自動車等での送迎が多い際など、保護者等に対しても交通安全指導を実施した。 ・園内において、年に数回、交通安全紙芝居や保育教諭による劇を実施、DVDを視聴するなど視覚教材を活用した安全教育を行った。また、信号機の見方などを知り、地域の公園等に行く際に実際に横断歩道を歩行するなどした。 ・年長児の社会見学時には、電車の乗り方等についても機会を設けた。	今後も引き続き実施していくとともに、警察等に協力を求める指導だけではなく、日々の教育・保育の中で交通ルールの指導が出来るような体制を検討していく。 私立施設からも下記のような方針の意見があつた(抜粋)。 ・保護者のほとんどが自転車での送迎であることから、自転車の交通安全について周知を行っていく。 ・担当職員の違いによって指導内容等に差が出ないよう、職員間で知識を共有する。 ・実際に横断歩道を使用した交通安全指導の実施。なお、その際には、危険がないよう職員の配置などについての検討が必要である。
				■ 老朽化したブランコ等の遊具を公園施設長寿命化計画に基づき、より安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新していきます。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。	学校教育課	指導部保健給食課が窓口となり、守口警察、守口自動車教習所と連携した交通安全教室を開催した。	守口市立学校 各校1回	大阪府の自転車条例制定により、各校での交通安全教育の充実が義務化されることから、市立学校で毎年全校で開催していく。
				■ 老朽化したブランコ等の遊具を公園施設長寿命化計画に基づき、より安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新していきます。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。	保健給食課	交通安全教室時に地域ボランティアと連携し実施。 また、学校近隣の歩道を利用し歩行の指導を実施。	地域ボランティアと連携:1校 学校近隣の歩道での実技指導:2校	継続して地域ボランティアとの連携をとり、交通安全教室を実施できる体制を作る。
60	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもの安全確保	公園遊具の更新および管理	■ 老朽化したブランコ等の遊具を公園施設長寿命化計画に基づき、より安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新していきます。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。	公園課	公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具の更新工事を実施。 また、遊具点検を行い、遊具の安全管理や老朽化した遊具の使用禁止等の対応を行った。	公園施設長寿命化計画に基づき、12公園を対象に9基の遊具を設置し、3基の遊具を撤去した。	平成25年度計画策定時において、劣化判定の悪い遊具よりも、策定期以降の老朽化によって危険度の高い遊具が発生し、計画通りに遊具更新工事をすることが難しくなってきている。そのため、長寿命化計画の見直しを検討する。
【施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり】<推進項目2. 安全・安心まちづくりの推進 (No.61-No.65)>								
61	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	学校等の危機管理	■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小・中学校において、危機管理マニュアル等に基づいた危機対策の強化を図ります。	保育・幼稚園課	市立施設においては、危機管理マニュアル等に基づき危機対策の取組みを状況に応じて見直し、再検討を行うとともに、職員に周知、共有を行うなど体制強化に努めた。 また、火災や地震等の災害に応じて、様々な時間帯での発生を想定した防災訓練を各施設において実施した。 多くの私立認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所においても、各園で防災訓練や危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、それぞれ右記のような取組を実施した。	市立施設においては、月に1回の防災訓練を実施。 私立施設においても下記の取組みを実施(抜粋)。 ・市防災ハザードマップを基に園独自の新危機管理マニュアルの作成を実施。 ・家庭への連絡方法や児童の引き渡し方法について検証。緊急時連絡・引き渡しカードを作成し、災害時に保護者と連携を図れるよう考慮。 ・水害時における高所避難についても検証。防犯カメラを設置。 ・子どもの安全を確保するために安全係や保険・衛生係を設置し、定期的に会議を開催するほか、非常時に保護者に連絡する際に、電話だけでなく、よい子ネット等を用いることとした。 ・ヒヤリハット用紙を用いて、子どもの安全を脅かす事例を検証、対応策について職員会議等で周知するとともに、怪我や事故が起った際にには発生の分析と今後の予防について問題解説用紙を用いて検討を実施。 ・園庭や遊具は開所の際に毎朝職員が点検を行うとともに、専門業者による点検を実施。 ・年に1回は総合防災訓練として、消防署職員立ち会いのもと、通報・避難・消火訓練を実施。	今後も引き続き実施していくとともに、施設ごとでさまざまな災害や時間帯における災害訓練を実施していく。また、危機管理体制についても状況等に応じた検討を行い危機管理の強化等に努める。 また、一部の私立施設について、危機管理マニュアルの作成方法等が分からぬ施設においても、危機管理マニュアルの作成、更新について指導を行っていく。 非常時の災害対応については、市立・私立関係なく、連携した体制、対応ができるよう検討。
					学校教育課	各校で策定している危機管理マニュアルに基づき、自然災害を想定した避難訓練を2回以上実施している。	守口市立学校各校で避難訓練の実施回数 2回以上	今後も様々な自然災害を想定した避難訓練を実施し、危機管理マニュアルの見直し、改善を行っていく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
62	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	不審者情報等連絡網	■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および小・中学校から不審者発生等の連絡を受けた場合は、速やかに各施設へ注意喚起を行っていきます。	保育・幼稚園課	不審者発生等の連絡があれば市内の全ての教育・保育施設に連絡を行い、注意喚起を行った。 不審者情報があった場合については、職員全員に周知するとともに、保護者へも掲示板への張り出しやメール等で注意喚起する。 大阪府の安まちメールを活用した保護者への周知を行った。 事務所に市役所・守口警察署など関係各所の連絡先を掲示し、不審者発生時に即時対応できる体制を整備した。 不審者情報があった場合については、近隣施設へのFAXにて周知するなど施設間でも情報の共有を図った。	不審者情報があつた際に随時実施。	今後も引き続き実施していくとともに、少しでも早く不審者情報の情報発信を行い、注意喚起できるような体制や整備の検討が必要。 保護者への周知については、電話等では非常に時間がかかるため、連絡網等の整備が必要と思われる。 また、一斉メール配信も検討(私立施設)。 連絡をもらう不審者情報のうち、該当施設が関連する情報や保護者への周知の取扱選択の検討が必要。
					学校教育課	FAXによる連絡を行っている。緊急性が高い場合はメールや電話連絡を行っている。連絡のうち、ホームページにて情報提供を行っている。	不審者情報 58件	引き続き、FAX、メール、電話連絡及びホームページ掲載により情報提供を行っていく。
				■ 大阪府警の安まちメールの活用も呼びかけていきます。	学校教育課	小学校において1校、中学校において2校が安まちメールを学校全体で活用しており、それ以外の学校については、安まちメールと併用して、PTA等が協力し、学校独自の連絡網により不審者情報の共有を行っている。	守口市立学校において全校が活用している。	今後も活用を促していく。
63	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	不審者対応防犯訓練	■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小・中学校において、不審者対応マニュアルを活用し、警察等の協力を得ながら、不審者侵入時の対応に関する訓練を実施しています。	保育・幼稚園課	市立施設においては、不審者の侵入を想定してさすまた等道具類を準備するとともに、防犯研修を行い緊急時に対する体制を確認した。 私立施設においても下記の取組みを実施(抜粋)。 ・大阪府警の協力を得て、「防犯教室」を開催し、不審者が侵入した際の訓練を実施。 ・防災・防犯マニュアルに基づき、職員の役割分担表を作成し、子どもの安全確保に努めるとともに、園内における不審者対応訓練を実施。 ・不審者対応訓練の際には、不審者侵入経路を毎回変更するなどして実施。また、実際にさすまた等を使用した不審者撃退訓練を実施。 ・ネットランチャーやすすまたを園に常備。 ・園内だけでなく、園外で知らない人から声をかけられて際の対処等についても大阪府警等から指導を受けた。	市立施設においては、どの施設においても年に最低1回は不審者の侵入に備えた訓練を実施した。 また、単独で訓練の実施が困難である小規模保育事業所等についても、各施設での不審者対応訓練等に活かしてもらうため、近隣の市立施設等の訓練を見学してもらうことで、自園で実施する際の注意点等を指導した。 私立施設においても、園によって実施回数は異なるものの、避難訓練実施に合わせて年に数回、不審者対応防犯訓練を実施などしている。	今後も引き続き実施するとともに、いつ不審者が侵入することがあっても大丈夫なよう各職員がマニュアルを熟知し、自分の担当が分かっている体制を構築することが必要。 今後は、職員の人事異動等があった年度当初に1度訓練を実施し、全職員が自分の担当を理解できるよう取り組む。 職員間で情報や知識の共有が図れるよう、園外・園内研修を実施する。 また、警察等との日程調整や申込等の方法が分からない施設もあることから、交通安全教室の開催や実施方法等について市として周知していく必要がある。 児童の発達や年齢に応じ、わかりやすい不審者対応、身の守り方についても指導を実施。 市が主催する研修等についても検討していくたい。
					学校教育課	各校において、不審者対応の避難訓練等を実施及び、マニュアルの見直しを行っている。	守口市立学校 各校1回	今後も継続し実施していく。
64	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	子どもを守る防犯声かけパトロール	■ PTAおよび地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進しています。	学校教育課	守口市立小学校及び義務教育学校において年1回実施し、通学路の安全点検を地域及び関係機関と行うことができた。	守口市立小学校及び義務教育学校 各1回 天候不良により未実施の場合は、学校のみで安全点検を実施した。	今後も継続し実施していく。
65	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	防犯カメラによる監視	■ 全市立小・中学校に設置された防犯カメラで、不審者の侵入防止に努めます。	学校管理課	防犯カメラを設置し、不審者の侵入を防止し、安全な教育環境作りに努める。	さつき学園正門に1台設置(平成28年4月1日)	設置済の防犯カメラを利用し、さらなる防犯意識の向上に努める。

【施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり】<推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 (No.66-No.68)>

66	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	書店・コンビニ・商業施設等の立入調査	■ 青少年育成指導員連絡協議会の協力を得ながら大阪府政策企画部青少年・地域安全室と共同で、青少年の利用が多く、青少年の育成に大きく影響する書店・コンビニ・商業施設等への立入調査を実施し、書店・コンビニ等に対しては陳列や販売方法等の自主的措置を働きかけていきます。また商業施設等に対しては夜間の立入制限の状況を把握していく。	スポーツ・青少年課	青少年育成指導員が、府実施の青少年社会環境実態調査に伴い、図書類販売、貸付店舗及び夜間立入り制限施設に対して立入調査を行った。	青少年社会環境実態調査(平成28年7月~11月) 対象店舗:コンビニ44、書店・古書店6、レンタルビデオ店1、夜間立入り制限施設(カラオケボックス、ボウリング場等)9	引き続き本市青少年が健全に成長できる環境づくりを効果的に推進するため、大阪府、大阪府青少年指導員連絡協議会と連携を密にしながら、関係事業者等の営業状況等の実態調査に努める。
67	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	インターネット上の有害情報対策のための講演会・研修会への参加促進	■ SNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、青少年団体関係者が、専門家によるインターネット等における有害情報への接続防止等に関する講演会・研修会へ参加するよう促進していく。	スポーツ・青少年課	青少年育成指導員を中心に、12月に実施された大阪の子どもを守るネット対策事業実行委員会主催のOSAKAスマホサミットへの参加依頼を行った。	「OSAKAスマホサミット2016」 平成28年12月11日(日) 会場:大阪市立阿倍野区民センター	関係機関の当該関連研修等の把握に努め、研修機会の拡大につなげる。
67-2	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	情報モラル教育の推進	■ ICT教育の導入やSNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、教職員向けに講座や研修会を実施していく。	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り研修会を実施している。	研修会(7月):50名参加	子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応して、研修内容を検討していく。
				■ 子どもたちが適切にインターネットを利用できるよう、子ども自らがスマートフォンやSNS等の使用について考える機会を提供したり、保護者等に向けてフィルタリングの啓発を行うなど、出前授業を行っていく。		毎年度計画の見直しを行い、要請があった学校で出前授業を実施している。	出前授業(7月開催):1校	今後も学校に情報提供し、要請に応じて、出前授業を実施していく。
68	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	青少年の非行防止活動への支援	■ 青少年問題協議会委員や青少年育成指導員が中心となって、街頭啓発活動(7月)、「青少年の非行・被害防止強調月間」(11月)、「子ども・若者育成支援強調月間」に街頭指導を実施するなど、学校と地域が連携を密にしながら、市全体で少年非行の防止活動に取り組んでいくよう努めます。	スポーツ・青少年課	青少年問題協議会や青少年育成指導員が中心となり、街頭啓発活動や、街頭指導を隨時指導し、少年非行の防止活動に取り組んだ。	校区巡回:15校区 延104回実施 4月・11月強調月間運動に係る校区啓発活動等:14校区 延21回実施	近隣市の凄惨な事件から、地域の活動機運が高まっているため、地域関係団体と連携を図りながら、更なる巡回活動等の増加を働きかけていく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
【施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進】<推進項目1. 人権擁護の推進 (No.69-No.75)>								
69	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権啓発のための講演会および研修会	■■ 男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、さまざまな人権課題に対する意識向上を図ります。	人権室	市民を対象に、男女共同参画意識の推進、障害者差別の解消に向けたとりくみの推進を目的として、「男女共同参画週間記念のつどい」、「eセミナー」、「ヒューマンライツ・フェスティバル」を開催した。	「男女共同参画週間記念のつどい」1回(6/23) 参加者:140人 「eセミナー」5回シリーズ(10/6, 10/13, 10/20, 10/27, 11/10) 参加者:236人 「ヒューマンライツ・フェスティバル」1回(11/26) 参加者:307人	さまざまな人権課題がある中で、インターネットによる人権侵害問題や子どもの人権や性的マイノリティの方の人権問題にもさらに焦点をあてて研修を行っていく。
70	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権教育の充実	■■ 就学前の子どもが生命の尊さや他者への共感を大切にする態度等を身につけることができるよう、市立幼稚園および市立保育所で発達段階に応じた人権教育を充実していきます。また、市立小・中学校に通う子どもがさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることができます。	保育・幼稚園課	市立施設においては、子どもの発達段階に応じた人権教育を充実させるために職員に対して人権教育の研修等を実施した。 研修では、日々の保育の中で子ども一人一人の人権を大切に考え、教育・保育を実施する視点がもてるなどを第一に考えた研修内容であった。	市立施設においては、日々の教育・保育の中で人権問題を念頭に、どのような内容に重点を置き保育を実施するのか職員同士で話を行った。	今後も引き続き、子どもの人権問題を主体において研修を実施するとともに職員の参加を促していく。
					学校教育課	各校が学校教育計画にて、それぞれの発達段階に応じた内容を系統立て、全教科にわたり教育活動全体を通して人権教育を実施している。 また、各中学校区においても研究会を実施している。	教職員を対象に年間4回の研修の実施:延94名参加	今後も続けて人権教育研修を行い、深い知識とそれに基づいた実践力を身につけた指導者の育成を図る。
71	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権啓発作品の募集	■■ 小・中学生による人権啓発標語やポスター、作文の募集・発表等を通じて、人権意識の高揚を図るとともに、応募協力についても広く呼びかけを行っていきます。	人権室	守口市立学校の校長会で学校としての取組みを依頼し、また広報等で市民への作品応募依頼を行っている。 平成28年度は、「ポスター」であり、計844点の応募があった。11月26日に開催した人権週間記念事業「ヒューマンライツ・フェスティバル」で入賞した20人の表彰を行った。	平成28年度は「ポスター」であり、小学生551点、中学生293点、計844点の応募があった。審査の結果、20人が入賞した。	応募数は一定数には達しているものの、応募校が限られる状況にあるので、応募校を拡げていきたい。
72	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権カレンダーの配布	■■ 人権教育の啓発を目的として、人権カレンダーを毎年作成し、市立幼稚園・小・中学校の新入生に配布し、あわせて市立幼稚園・小・中学校の各教室に掲示していきます。	学校教育課	人権カレンダーを作成し、市立幼稚園、小・中学校の新入生に配布。併せて市立幼稚園、小・中学校学級数部配布。	3,800冊作成、配布。 市役所、各コミュニティセンター等にも配布。	ソロプチミスト、保護司会、ライオンズクラブ、イブニングロータリークラブ、ロータリークラブの寄付もあり、今後も引き続き連携しながら進めていく。
				■■ また、市役所や公民館等に配置し、広く市民に届くように取組んでいきます。		人権カレンダーを作成し、市立幼稚園、小・中学校の新入生に配布。併せて市立幼稚園、小・中学校学級数部配布。	3,800冊作成、配布。 市役所、各コミュニティセンター等にも配布。	ソロプチミスト、保護司会、ライオンズクラブ、イブニングロータリークラブ、ロータリークラブの寄付もあり、今後も引き続き連携しながら進めていく。
73	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権教育研修講座	■■ 子どもへの人権教育が効果的に実施できるよう、市立小・中学校の教職員に対する研修を実施していきます。	学校教育課	各校が学校教育計画にて、それぞれの発達段階に応じた内容を系統立て、全教科にわたり教育活動全体を通して人権教育を実施している。 また、各中学校区においても研究会を実施している。	教職員を対象に年間4回の研修の実施:延94名参加	今後も継続し実施していく。
74	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	在日外国人児童生徒交流会	■■ 在日外国人の市立小・中学校に通う子どもの交流会を設けることによって民族としての誇りや自覚を育む機会を作っています。	学校教育課	市内12校に民族学級を設置し、外国にルーツのある児童生徒が、民族としての誇りや自覚を育む機会を設けた。 学校教育計画のなかで在日外国人教育を取り扱っており、教育活動の中で実施した。	各校によって実施回数に違いはあるが、外国にルーツのある子どもたちが自己のアイデンティティの育成のため実施ができた。	多様化する在籍児童生徒のルーツ等を踏まえ、それに対応できる取組みの在り方と講師の確保が必要である。
75	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	自立援助通訳派遣	■■ 國際交流センター等との連携を図りながら、帰国、渡日の市立小・中学校に通う子どもに対して、通訳を派遣していきます。	学校教育課	外国から守口市立学校へ入学、又は編入学した児童、生徒で、日本語の理解が困難なため学習等学校生活を過ごす上で支障があると認めるものが在籍する学校に通訳を派遣した。	小学校:5カ国9名 中学校:3カ国3名 を派遣。	今後、本市においても、要日本語指導児童生徒は増加すると予測されるため、緊急な渡日・帰国児童生徒にも対応できるだけの予算の確保が必要である。 また、多様化する新渡日児童生徒の言語にも対応できるよう通訳の確保が必要である。
【施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進】<推進項目2. 児童虐待防止策の充実 (No.76-No.81)>								
76	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	家庭児童相談	■■ 地域に密着した子どもの専門相談機関として、18歳までの子どもについての悩みや問題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施していきます。	子育て支援課	18歳までの子どもの養育について、面談や電話、訪問による相談を実施している。	相談件数:988件(平成29年度3月末日) (内訳:養護相談941件、障害相談2件、非行相談1件、育成相談16件、その他相談28件)	研修や関係機関との情報交換を行い、親等の子育ての不安を解消するスキル向上につなげていく。
77	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	守口市児童虐待防止地域協議会	■■ 児童虐待の未然防止を図るとともに早期発見と早期対策を目的とした守口市児童虐待防止地域協議会を設置し、関係各課や大阪府中央子ども家庭センター、大阪府守口保健所等関係機関との連携に努めます。	子育て支援課	守口市児童虐待防止地域協議会における代表者会議や実務者会議を実施し、関係機関との連携により児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に取り組んでいる。 また、児童虐待防止協議会からの紹介で児童虐待対応外部アドバイザー(児童相談所OB、産婦人科医、精神科医師等)に参加いただき、困難事例に対して初期介入、台帳の管理、アセスメントの考え方など助言をいただいている。	代表者会議:1回実施(平成28年7月12日) 実務者会議:12回実施(月1回) 外部アドバイザー派遣回数:8回(平成29年3月末日)	年々増加する虐待の通報や相談に迅速に対応するため、関係機関との連携をより一層強化していく。 また、有資格者の人員を増やしていくことが必要である。
78	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	子ども虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポート)	■■ 地域において子育てに関わる悩みや問題を解決に向け、気軽に相談を受けてもらうため養成された子ども虐待防止アドバイザーと行政の連携を強化し、児童虐待の防止に努めています。	子育て支援課	子ども虐待防止アドバイザーとの連携強化に向けて検討を行っている。	平成28年度守口市児童虐待防止地域協議会「地域における児童虐待の対応と関係機関の連携について」(平成28年11月14日実施)に参加。	今後も児童虐待防止地域協議会研修会(年1回)に参加していただき、連携を図っていく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
79	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	児童虐待早期発見のための研修会の実施	■■ 保育士や教職員、福祉・医療・保健・警察等関係機関に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めています。	子育て支援課	学校、地域や核関係機関及び保育所、幼稚園等の職員に向けてスキルアップとして研修会を3回実施している。	「児童虐待における学校との連携について」 平成28年6月24日実施、参加者数:32名 「地域における児童虐待の対応と関係機関の連携について」 平成28年11月14日実施、参加者数:118名 「特定妊婦への支援とは」～地域で支えるための連携を考える～ 平成29年2月16日実施、参加者数:64名	年々増加する虐待の通報や相談に迅速に対応するため、関係機関との連携をより一層強化していく。
				■■ 市民を対象とした児童虐待に関する研修会等を開催し、虐待が発生する背景やその特性等についての理解を深めています。	学校教育課	子育て支援課を中心として、月に1回の実務者会議に参加し、関係機関等と情報共有を行なながら、一人一人の児童に対する対応について検討した。 また、研修会を開催し、教職員の意識向上等を図った。	「虐待にかかる不登校児童、生徒への対応について」 対象:守口市立学校 生徒指導担当教員23名 「福祉的な視点を取り入れた生徒指導対応」 対象:守口市立学校 初任者教員18名 「チームで行う福祉的生徒指導対応」 対象:守口市立学校10年経験者教員 30名	引き続き、関係機関との連携を図るとともに、教職員に対する研修を充実させ、初期対応等が適切に行われるよう、教職員の資質向上を図る。
				■■ 市民向けの研修会や連続講座(前向き子育てプログラム「トリップルP」)を実施することで、子育ての不安等の解消、虐待の未然防止、早期発見、対応につなげている。 連続講座(前向き子育てプログラム「トリップルP」)はスタンダード(2~12歳の子育て中の親向け)とステッピング(障がいのある親向け)を実施している。	子育て支援課	市民向け研修会「親と子の心のパイプは、うまく流れていますか?」 平成28年6月17日実施、参加者数:100名(一時保育 20名) 連続講座(7回)前向き子育てプログラム「トリップルP」(スタンダード) 平成28年9月8日～10月27日 毎週木曜日実施 受講者数:11名、一時保育5名 連続講座(8回)前向き子育てプログラム「トリップルP」(ステッピング) 平成29年1月18日～3月8日 每週水曜日実施 受講者数:14名、一時保育4名	一時保育の定員等について一定課題があるが、子育て中の親により多く参加してもらうため周知を図っていく。	
80	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	乳幼児健診の実施と未受診者へのフォロー	■■ 乳幼児健診のなかで虐待の早期発見に努めています。未受診者については、関係各課の協力を得て状況把握に努め、適切なフォローを実施してていきます。	健康推進課	4ヶ月健診未受診者に対して、平成28年度より健診促し期間の時期を早め、未受診の場合にできるだけ早期に現認るようにした。 未受診の場合には、大阪府の未受診対応マニュアルと守口市の未受診対応マニュアルに従い、直近の予防接種歴や保育所等の所属確認を実施し、該当しない場合には早急に地区担当保健師より訪問による現認を実施。 所在が海外にあるとの情報が得られた場合には、入国管理局に出国確認の依頼を実施。	平成28年度4ヶ月健診未受診者は1件以外(この1件は母が海外出産の可能性があり調査中)現認出来ている。	今後も、早期に未受診者の対応をするとともに、健診の案内等に健診の必要性等を記載し、未受診者が減少するよう努める。
81	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	養育支援訪問事業	■■ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等必要な支援を行い、または、自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見するため、地域のさまざまな資源を活用していくことを検討し、家庭での安定した子どもの養育が可能となるように努めます。	子育て支援課	子育ての悩みに助言や支援をすることにより、子育ての不安の軽減や子育ての楽しさを知つてもらい、適切な療育の確保につなげている。	訪問件数:53件(平成29年3月末)	潜在的なニーズの把握は難しいが、一定ニーズがあることは確かなので、今後も養育支援訪問により、子育てに悩む親等の支援につなげていく。

【施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進】<推進項目3. 子どもの立ち直り支援 (No.82)>

82	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	子どもの立ち直り支援	子どもサポート体制の充実	■ 不登校など立ち直り支援が必要な子どもに対して、それぞれの状況に合わせてスクールソーシャルワーカーの派遣や子ども家庭センター等関係機関が参加するケース会議を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。	学校教育課	府費スクールソーシャルワーカーを年間40日、チーフスクールソーシャルワーカーを年間17日学校に派遣し、ケース会議等学校体制の構築を図った。 関係機関とは管理職を中心に生徒指導担当教員が窓口となり、連携を図ることができた。	チーフスクールソーシャルワーカーの派遣:17日(1回6時間) スクールソーシャルワーカーの派遣:40日(1回6時間)	スクールソーシャルワーカーの派遣日数が増えるよう府へ要望を行うとともに、関係機関との連携を適宜行えるよう、学校から関係機関への情報提供をしっかりと働きかけていく。
----	------------------	------------	--------------	--	-------	---	---	---

【施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり】<推進項目1. 子育てバリアフリーの推進 (No.83-No.85)>

83	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育てバリアフリーの推進	安全・快適な道路環境の整備	■■ 歩車分離による歩行者の安全確保と、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設・改良、横断防止柵の設置等、すべての人にやさしい道路環境の整備を通じて、子どもや子育て中の人の通行の安全確保を図ります。 ■■ 整備可能な主要道路については、歩行者・自転車・車両の分離を検討し、歩道の改良、横断防止柵の設置等の整備に努めます。	道路課	歩車分離が可能な道路に対し、歩行者等の通行空間の整備を行った。	歩道の改良 歩行路4号線:特殊ブロック撤去・表層工 502m ² 歩行路7号線:特殊ブロック撤去・表層工 466m ² 歩行路15号線:既設砂撤去・カラーAs舗装工 213m ² 点字ブロック 6.4m ² 守口56号線:すべり止め舗装工 133m ² 歩道の新設 大庭17号線:歩道設置 34.8m/点字ブロック 10.3m ²	引き続き、歩行者等の通行空間の整備に努めていく。
84	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育てバリアフリーの推進	公共施設の子育てバリアフリーの推進	■■ 公共施設の整備に当たっては、乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮し、子育てバリアフリーの推進を図ります。 ■■ 市役所内において整備が不十分である幼児コーナー、幼児用便器、トイレ内乳児イス等について、設置を検討します。	総務部総務課	平成28年10月31日に庁舎移転があり、乳幼児とその保護者が利用しやすい庁舎をコンセプトに整備した。	新庁舎では2ヶ所の赤ちゃんの駅を設け、3、4階の男女トイレ内に乳児イスを設置した。 議場では、子ども連れの方も気軽に傍聴できるよう、防音できる傍聴席を設置した。	今後も乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮していく。
85	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育てバリアフリーの推進	「赤ちゃんの駅」の推進	■■ 授乳やおむつ交換ができる場所を無料で提供できる施設で、「赤ちゃんの駅」として登録された施設の名称や場所等を紹介し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備していきます。	子育て支援課 (子育て支援センター)	公共施設及び民間施設の登録件数は32件あり、ホームページに赤ちゃんの駅マップを掲載し、利用できる施設の紹介をしていく。市内でのイベント開催時、移動式「赤ちゃんの駅」の貸出しを行っている。	「赤ちゃんの駅」:32件 移動式「赤ちゃんの駅」貸出し:25件	公共施設については、統廃合されることにより減少していく可能性がある。 民間施設について、要綱に規定する登録の基準をみたす施設が新たにできる情報を収集し、「赤ちゃんの駅」の設置を推進していく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
【施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり】<推進項目2. すべての子育て家庭への支援 (No.86-No.96)>								
86	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	地域子育て支援拠点事業	■■ 安心して育児が行えるよう、子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点を整備し、情報提供や子育て講座等を行っていきます。	子育て支援課 (子育て支援センター)	年齢別講座やパパ限定、ふたご・みつご限定などのイベントを開催しており、同じような子育て環境にある市民の交流の場を提供している。	年齢別講座 0歳(～6ヶ月)(7ヶ月～11ヶ月) 年各6回開催(5月、7月、9月、11月、1月、3月)、参加者:延170世帯 1歳 年4回開催(4月・7月・10月・1月)、参加者:延58世帯 2歳 年3回開催(6月・10月・2月)、参加者:延34世帯 3・4歳 年1回開催(2月)、参加者:8世帯 子育て講座 年4回開催(4月・5月・6月・2月)、参加者:88人	講座によっては、定員を超えキャンセル待ちになる場合があるが、職員の関係上、定員を増やせないという課題がある。講座等の定員や回数については、受講後に実施しているアンケートを参考にし、今後の講座の検討も行い、子育て支援に繋げる。
87	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	■■ 地域において育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(協力会員)が会員となり、育児について助け合う会員組織として、子育て援助活動を推進し、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。	子育て支援課 (子育て支援センター)	依頼会員283名、協力会員198名、両方会員(依頼会員と協力会員を兼ねる方をいう)24名 計505名の登録があり、地域での子育てを支援している。	依頼件数:2,530件	依頼会員の増加に伴い、活動依頼の件数が増加しているが、その依頼を受ける協力会員が微増のため、活動の調整が難しくなってきている。 養成講座に積極的に参加していただけるよう広報やFMハナコ、ホームページ等で啓発していく。
88	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	一時預かり事業	■■ 認定こども園、幼稚園および保育所において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、一時的に屋間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供していきます。	保育・幼稚園課	市立幼稚園では未実施。 市立認定こども園では、在園児への一時預かり事業(幼稚園型)は平成28年度より実施しているが、利用者はなし。 市立保育所では未実施。 私立施設では、認定こども園や幼稚園で在園児を対象とした一時預かりを実施した。 また、一部の認定こども園、保育園、小規模保育事業所においては在園児以外を対象とした一時預かりも実施した。	在園児を対象とした一時預かりについては、市内の1号認定子どもが通園する私立認定こども園においては、全ての園で実施(実施施設数:12施設) 在園児以外を対象とした一時預かり実施施設数:9施設 私立幼稚園においても、施設開園日については、一時預かり事業を実施した。	平成29年度については、市立認定こども園で一時預かり事業(幼稚園型)を実施。
89	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	休日保育事業	■■ 保護者の勤務形態等の都合により、日曜日・祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供していきます。	保育・幼稚園課	未実施	未実施	今後、実施については検討。
90	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	利用者支援事業	■■ 子どもや保護者が、必要なサービスを円滑に利用できるよう、専門窓口を設け、教育・保育に関する情報、地域子ども・子育て支援事業等に関する情報の提供を行うとともに、必要に応じた相談等を行っていきます。	子育て支援課	教育・保育に関する情報については保育・幼稚園課へ案内を行い、地域・子ども子育て支援事業等については、情報提供を行うなど、子どもや保護者が必要とする相談に応じている。	日々の窓口の来庁人数については、統計をとっていないが、児童手当や子ども医療等の手続きに来られた際などに、保護者の要望に応じて子育てに関する相談窓口となり、教育・保育に関することについては保育・幼稚園課、母子保健に関することについては健康推進課等、適宜担当部署へ引き継ぎだ。	平成28年度に引き続き、情報提供や担当部署への引き継ぎを行うとともに、担当部署の業務についても理解を深めていく。
91	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	育児相談事業の充実	■■ 認定こども園や幼稚園、保育所、市民保健センター、子育て支援課相談係、守口市子育て支援センターでの相談事業のさらなる充実を図って行きます。	子育て支援課	子育て中の保護者に適切な支援を行うため、相談を受けた際にはそのニーズを整理し、最適な相談窓口を紹介する育児相談に努めている。	相談件数:988件(平成29年度3月末日) (内訳)養護相談:941件、障害相談:2件、非行相談:1件、育成相談:16件、その他相談:28件	対応できる施設や相談窓口、担当部署を紹介できるよう相談内容の整理をし、円滑な相談体制を図っていく。
				■■ 子育てに関する適切な支援ができるよう各施設間の連携を図ります。		子育て中の保護者に適切な支援を行うため、相談者のニーズを整理し、最適な相談窓口がある各施設、関係各課につなげられるよう対応に努めている。	相談件数 988件(平成29年3月末日) (内訳)養護相談:941件、障害相談:2件、非行相談:1件、育成相談:16件、その他相談:28件	対応できる施設や相談窓口、担当部署を紹介できるよう相談内容の整理をし、円滑な相談体制を図っていく。 また、関係機関の研修などを通して、各施設間の連携強化につなげていく。
92	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	子育て情報の周知	■■ 守口市子育て支援センターでは、広報や通信、市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、保護者へ向けて子育てに関する情報提供を行っていきます。	子育て支援課 (子育て支援センター)	広報や機関誌、市ホームページ等に子育てに関する情報を掲載している。 また、講座、イベントなどのチラシを作成、配布し、来所された方等に案内をしている。		広報や機関誌、市ホームページ等に子育てに関する情報を掲載し、講座、イベントなどのチラシを作成、配布し、来所された方等に案内をしていく。
				■■ 市ホームページでは、外国人向けに英語、中国語および韓国語で閲覧できるようになっています。		広報広聴課	市ホームページ(スマートフォン用を含む)では、外国人向けに英語、中国語(簡体字・繁体字)および韓国語で閲覧できるようになっている。	自動翻訳機能で実装している言語以外の言語を、利用者が要望した場合、実装できるかどうかCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)の委託業者とともに、調査、研究する。また情報を掲載する際、間違った翻訳をされないよう、特に固有名詞等については、翻訳機能の名詞及び読み方など確実な登録を行う。
93	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	未就園児招待	■■ 認定こども園、幼稚園および保育所において、主任児童委員の協力を得て、園庭開放や子育て相談を実施し、未就園児とその保護者との交流を図ります。	保育・幼稚園課	市立施設においては、園庭開放等の子育て交流活動の際、主任児童委員にも参加をしてもらい(保育所、認定こども園のみ)、未就園児の保護者等と顔見知りになることで、地域での生活中でも施設が身近な存在となるよう、また、育児相談等の相談相手をつくる機会の提供を行った。 多くの私立認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所においても、各園でそれぞれ右記のような取組を実施した。 私立園では、主任児童委員の協力は得ていないものの、各園の担当職員等が企画し、園庭開放や園行事の際に未就園児とその保護者を招き、交流を行った。	市立施設においては、各施設において、未就園児を対象とした園庭開放や子育て相談を毎月1～2回程度実施した。 私立施設においても下記のような取組みを実施(抜粋)。 ・在園児以外に、未就園児についても臨床心理士による子育て相談を毎月実施。 ・併設している子育て支援センターにて月3回程度の親子教室を開催したり、地域の自治会館にて絵本等の読み聞かせや育児講座等を開催。 ・定期的に園庭開放や親子教室を開催するほか、私立園4園で合同のあそびの広場を年に6回程度開催し、未就園児とその保護者との交流を図つた。 ・ホームページ等を通じて情報発信を行い、未就園児を対象とした施設開放を実施。 ・地域の子どもと保護者がいつでも施設に遊びに来られるようしている。 ・さまざまなイベントや行事を開催し、未就園児の子どもたちも参加できるようしている。	今後も引き続き実施していく。 実施回数の増加を検討するとともに、施設が主体の内容(イベント等)と園児や保護者が自由に遊べる内容に区別するなど、様々な形で未就園児招待についても実施していく。 未就園児招待を市立・私立施設の全ての施設で実施できていない現状を踏まえ、園庭開放や子育て相談を実施する際に未就園児とその保護者が利用できるようさらなる周知に努めるとともに、一人親家庭や引きこもりがちな親などの参加を促進できるような周知方法についても検討していく必要がある。 その他、保護者が参加しやすい開催日の調整や、事故や怪我の防止のために園内のルールや遊びのルールを保護者等にも周知するなど安全確保の取組についても今後実施していく必要がある。
94	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	児童手当	■■ 生活の安定に寄与し、子どもが健やかに成長できるよう、0歳から中学校卒業まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもを養育している人に対して、支給を行っていきます。	子育て支援課	児童手当法に基づき、0歳から中学校修了まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもを養育している人に対して、条件に応じて児童手当を支給した。	受給者数:8,776人(平成29年3月末現在) 支給金額:2,118,710,000円 支給詳細:3歳未満15,000円、3歳以上小学校修了前10,000円(第三子以降は15,000円)、中学生10,000円／受給者が所得制限を越えている場合は特例給付として一律5,000円 支給時期:原則として年3回(6月、10月、2月)	今後も引き続き、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、適切な支給を行っていく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
95	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	実費徴収に係る補足給付を行う事業	■■ 教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品や行事参加費等の実費負担分について、市が定める基準に従い、費用助成を行います。	保育・幼稚園課	未実施	未実施	今後、実施については検討。
96	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	魅力的な公園づくり	■■ 子どもたちがのびのび遊べるような特色を持たせた公園計画を検討し、楽しく遊べる魅力的な公園づくりに取り組んでいきます。	公園課	大枝公園の今後の管理運営体制の検討資料とするため、子育て世代へのアンケート調査と子育てサークル代表者等へのヒアリングを実施。	子育て世代へのアンケート実施回数:1回(45名) 子育てサークル代表者等へのヒアリング実施回数:1回(7名)	公園のあり方計画を策定し、魅力ある公園づくりを行う。
【施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり】<推進項目3. 子育て中の社会参加支援 (No.97-No.98)>								
97	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	子育て短期支援事業(ショートステイ)	■■ 保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供していきます。	保育・幼稚園課	平成28年度より実施。	4施設で実施。なお利用実績についてはなし。	平成29年度以降、実施施設の増加を検討。(平成29年度については、実施施設を4施設から5施設に増加。)
98	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	一時預かりサービス	■ 子育て中の保護者が守口市子育て支援センターや公民館等で開催する講座等に気軽に参加できるよう、一時預かりサービスを行っていきます。	子育て支援課(子育て支援センター)	守口市内で開催される一時預かりのある講座等に保育ボランティアの紹介を行っており、平成28年度は60日間の依頼があり、子育て中の保護者が参加しやすい環境となっている。	保育ボランティア 依頼日数:60日 派遣人数:延142名	守口市内で開催される一時預かりのある講座等に保育ボランティアの紹介を行っていきながら、今後も子育て中の保護者が参加しやすい環境を作っていく。
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】<推進項目1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進 (No.99-No.102)>								
99	子育てと仕事の両立支援	親の就労と子育ての両立への支援の推進	待機児童の解消	■■ 認定こども園の普及促進や地域型保育事業の充実等を通じて、就学前の待機児童の解消を図ります。	保育・幼稚園課	私立幼稚園から幼保連携認定こども園への移行が2園、幼稚園型認定こども園への移行が1園あり、2・3号認定子どもの利用定員が増加。 既存の私立認定こども園の施設整備により、2・3号認定子どもの利用定員が増加。 既存の私立保育園の施設整備により、2・3号認定子どもの利用定員が増加。 新規の地域型保育事業を9園開設し、3号認定子どもの利用定員が増加。	利用定員増加数 私立幼稚園からの認定こども園への移行:235名 既存の私立認定こども園の施設整備:54名 既存の私立保育園の施設整備:20名 地域型保育事業新規開設:146名 ⇒合計利用定員増加数:455名	平成29年度に施設整備を行う私立園の認定こども園への移行の促進及び既存認定こども園等における利用定員の拡充等により、2、3号認定子どもの利用定員数の増加を行っていく。
100	子育てと仕事の両立支援	親の就労と子育ての両立への支援の推進	時間外保育事業(延長保育事業)	■■ 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供していきます。	保育・幼稚園課	市立保育所、認定こども園では未実施。 私立施設では、多くの認定こども園で実施したほか、一部の小規模保育事業所でも実施した。	認定こども園での保育短時間、標準時間利用児童に対する延長保育実施施設数:11施設 小規模保育事業所での保育短時間、標準時間利用児童に対する延長保育実施施設数:3施設	市立施設については、再編整備計画に基づき、平成30年度に市立認定こども園を3園に集約した際に、延長保育を実施予定。
101	子育てと仕事の両立支援	親の就労と子育ての両立への支援の推進	病児保育事業	■■ 保育を必要とする乳幼児が病気中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を提供していきます。	保育・幼稚園課	市立保育所、市立認定こども園では未実施 私立園では2園が実施。	利用者数:193人	守口市子ども・子育て支援事業計画では、平成28年度より、実施施設数については4カ所となってることから、利用者のニーズを踏まえて、今後検討を行う。
102	子育てと仕事の両立支援	親の就労と子育ての両立への支援の推進	もりぐち児童クラブ「入会児童室」(放課後児童健全育成事業)	■■ 就労等の理由で保護者が昼間家庭にいられない小学校1~3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供していきます。 ■■ もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、地域の参画を得て、交流・体験活動を通して連携できるもりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。	放課後こども課	安定的な運営を確保しつつ、さらなる充実に努めている。また、昨年度から小学校4~6年生の障がいのある児童を対象に学校長期休業期間に限定した受け入れを開始した。	開設日数:293日 参加者:延約216,000人	今後については安定的な運営を確保しつつ、保護者が求めるサービスの拡充に向け、運営方法のひとつとして民間活力の活用も視野に入れ、検討していく。
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】<推進項目2. ひとり親家庭等の自立支援の推進 (No.103-No.107)>								
103	子育てと仕事の両立支援	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子自立支援員による相談	■■ 相談窓口やハローワークとの連携の中で、母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父の自立に必要な情報提供や求職活動に関する相談に応じています。	子育て支援課	自立に必要な就労支援については、母子家庭等自立支援給付金事業やハローワークを紹介するなど、必要な情報提供を行った。 また、求職活動に関する相談については、門真公共職業安定所管轄区域にによる就労自立促進協議会を開催し、他市の状況把握につとめ、自市の相談業務に生かしている。	当課における相談の件数の統計はないが、市役所内にハローワーク常設窓口が設置されたことにより、市役所とハローワークが一体となった就労支援を促進できるようになった。	窓口での相談やハローワークとのより一層の連携により、情報提供や就労支援に関する相談に応じていく。
104	子育てと仕事の両立支援	ひとり親家庭等の自立支援の推進	児童扶養手当	■ 生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の18歳までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者)に対して、手当を支給していきます。	子育て支援課	ひとり親家庭等の18歳に達した年度末日までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者)を養育する人に対して、条件に応じて手当を支給した。	受給者数:1,645人(平成29年3月末現在) 支給金額:807,100,690円	引き続き、制度に基づき条件に応じて手当の支給を行う。
105	子育てと仕事の両立支援	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親医療費助成制度	■■ ひとり親家庭の18歳までの子どもと母もしくは父、または18歳までの両親のいない子どもと養育者に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成していきます。	子育て支援課	ひとり親家庭の18歳に達した年度末日までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者)を監護又は養育する父母又は養育者に対して、医療費の助成を行った。	対象者:3,149人(平成29年3月末日) 助成件数:38,274件	引き続き更新月の広報に医療助成の記事を掲載し、受給者には更新について、未申請者には周知を目的として周知活動を行う。
106	子育てと仕事の両立支援	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	■■ 母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じています。	子育て支援課	子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合に、資金の貸付相談に応じている。	就学支度資金:2件 修学資金:6件(新規)、12件(継続)	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っていく。
107	子育てと仕事の両立支援	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	■■ 母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給していきます。	子育て支援課	修業期間中の生活を支援するために、高等職業訓練促進給付金を支給している。	訓練促進給付金:6件(うち、新規2件) 修了支援給付金:3件	就業に結びつきやすい資格の取得に向けて養成機間に修業している母子家庭・父子家庭の母又は父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担軽減を図る。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】<推進項目3. 男女共同子育ての推進 (No.108-No.111)>								
108	子育てと仕事の両立支援	男女共同子育ての推進	男女共同参画推進計画の推進	■ 平成22年度に策定しました「守口市男女共同参画推進計画」の取組みについて、周知に努め、計画目標の達成に向け具体的な施策を推進していきます。	人権室	平成27年度に第3次守口市男女共同参画推進計画(平成28年度からの10年計画)を策定し、引き続き計画を推進している。	「男女共同参画週間記念のつどい」 1回(6月23日)、参加者:140人 「男女共同参画ニュース」ハーモニー第1号の発行(全戸配付)	第3次守口市男女共同参画推進計画の推進するため、男女共同参画ニュースの発行(全戸配付)や「男女共同参画週間記念のつどい」等の啓発事業を継続実施していく。
109	子育てと仕事の両立支援	男女共同子育ての推進	企業等に対する啓発活動	■ 市内の企業等に対し、守口市企業人権推進連絡会を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促すとともに、パンフレットの配布等により男女共同参画に対する理解促進に努めます。	人権室	守口市企業人権推進連絡会を通じて、市内事業所への男女共同参画に関する講演会や研修会への参加案内、パンフレット配付等を行い参加を促している。	守口市企業人権推進連絡会主催「人権問題研修会」 1回(4月22日)、参加者:19名 「人権・同和問題企業啓発講座」 1回(11月16日)、参加者:4名(守口市)	特に、女性活躍推進をテーマとした講演会、研修会にも力を入れて実施していく。
110	子育てと仕事の両立支援	男女共同子育ての推進	両親教室の活用による啓発	■ 出産前からの子育て準備として、妊娠やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を活用し、男性の育児参加の大切さを啓発していきます。	健康推進課	就労中の方が参加しやすいよう、日曜日の開催日を隔月で設けている。 妊娠の夫同士が交流できる時間を設けている。 男性の妊娠体験や沐浴実習、ベビー人形でのだっこや世話の体験を取り入れている。	平日版2回(1クール)、日曜版を隔月で交互に開催。 開催回数:平日12回(6クール)、日曜日6回、参加延151組	日曜日の開催を隔月で継続していく。 内容についても、アンケートの内容などを受けてさらなる充実を図っていく。 また、教室の媒体(ベビー人形、育児用品等)を増やし、より体験できる内容、機会を増やします。
111	子育てと仕事の両立支援	男女共同子育ての推進	男性セミナー	■ 男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性を対象とした講座・教室等を開催していきます。	人権室	男性のみを対象とはしていないが、毎年6月に「男女共同参画週間記念のつどい」を、10月に「女と男のエンパワーメント講座(eセミナー／5回シリーズ)」を実施している。	「男女共同参画週間記念のつどい」 1回(6月23日)、参加者:140人 「eセミナー」 5回シリーズ(10/6, 10/13, 10/20, 10/27, 11/10)、参加者:236人	30~40歳代の受講者を増やすよう取り組んでいく。
					コミュニティ推進課(旧公民館)	未実施 (平成27年度12名参加講座実施。平成27年度の参加人数を踏まえ講座の開催を見送った)	未実施	男性の子育てへの参画を促進するための講座等を、市民からの要望等の必要に応じて開催していく。
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】<推進項目4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現 (No.112-No.114)>								
112	子育てと仕事の両立支援	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民・企業等に対して広報・啓発・情報提供活動を行います。 ■ 地域就労支援センター(ラボール)における地域就労支援相談事業および多重債務・労働問題相談事業において、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談に応じています。 ■ 商工会議所と連携を図り、女性向け創業支援等に取り組みます。 ■ フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、テレワーク等多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。 ■ 長時間勤務を前提に組み立てられたワークスタイルの見直しを呼びかけるなど、労働時間短縮への働きかけを行っていきます。 ■ 出産や子育てによる退職者について再雇用制度の導入等への働きかけに努めます。 	地域振興課	男女を問わらず子育てや介護と仕事の両立を支援し、多用な働き方改革の推進につなげ、より良いワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、平成29年3月に守口市内にテレワークオフィスを2箇所開設した。	利用可能時間:平日9時~17時30分まで(桜町及び大宮) 利用人数:平成29年3月16日~平成29年3月31日(10日間) 合計:20人	守口市テレワークオフィスのPRを行い、利用者の増加を図ることで働き方改革を推進していく。
						地域就労支援センター(ラボール)における地域就労支援相談事業および多重債務・労働問題相談事業において、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談に応じて課題解決に努めた。 商工会議所と連携を図り、女性向け創業セミナーを開催した。	地域就労センターにおける地域就労支援相談事業および多重債務・労働問題相談事業においての窓口対応を年間35件(男女合わせて)対応した。 また、商工会議所と連携を図った女性向け創業セミナーについては、20人の参加があった。	地域就労支援については、地域振興課で対応するとともにくらしサポートセンターとも連携を図り、課題解決を図る。また、多重債務・労働問題相談事業においても地域就労センターでの窓口業務を引き続き実施していく。 女性向け創業セミナーにおいても、参加率も良く、効果が高かったことから今年度においても継続して実施を行う。
						男女を問わらず子育てや介護と仕事の両立を支援し、多用な働き方改革の推進につなげ、より良いワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、平成29年3月に守口市内にテレワークオフィスを2箇所開設した。	利用可能時間:平日9時~17時30分まで(桜町及び大宮) 利用人数:平成29年3月16日~平成29年3月31日(10日間) 合計:20人	守口市テレワークオフィスのPRを行い、利用者の増加を図ることで働き方改革を推進する。
113	子育てと仕事の両立支援	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	多様な働き方への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民を対象とした多様な働き方やバランスのとれた働き方への理解を深める講習会等を開催し、職業生活優先の意識や性別による固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、ライフスタイルを考えるきっかけづくりに努めます。 	人権室	講座「男女共同参画週間記念のつどい」を通じて、ワーク・ライフ・バランスや性別による固定的役割分担意識の解消等の啓発を行っている。	「男女共同参画週間記念のつどい」 開催回数:1回(6月23日)、参加者:140人	講座「男女共同参画週間記念のつどい」はもとより、市民向け、事業所向けの啓発事業についてピンポイント的な講座も実施していく。
						市民教養講座として主催講座の中でワーク・ライフ・バランスに関するテーマを扱った。	「女性が輝く社会を考える～ケアの倫理から～」:11名参加	平成28年度においては生涯学習課で講座を開催したが、次年度以降は担当課を明確にし、引き続き市民のニーズ等に合わせ講座を開催していく予定である。
114	子育てと仕事の両立支援	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	育児休業制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ■ 育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、事業者に対して呼びかけを行います。 ■ 育児休業制度への理解や関心を深めてもらうため、広報や市ホームページ等の媒体や市主催の講演会等さまざまな機会を活用して、制度の内容をわかりやすく周知していきます。 	地域振興課	市役所窓口や守口門真商工会議所に育児休業制度に関するチラシを設置し企業に啓発を実施。 また事業者の窓口訪問時にも周知している。	厚生労働省から周知依頼のあったリーフレット2種類を約50枚ずつ配布。	今後、更なる育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、チラシ等で企業に対して啓発を行う。 こども政策課と情報共有を行い、周知の内容及び方法を見直していく。
						育児休業制度及びパパ・ママ育休プラスに関するチラシを作成し、11月に開催された「いい夫婦フェスタ2016」(平成28年11月23日(祝水)10時~16時)子育て支援課の虐待防止グッズとセットにしたチラシを約40枚以上配布。	現在行っている情報スペースでのチラシの配架に加え市ホームページ及び市広報に育児休業制度の情報を掲載し、更なる周知に努める。 また、事業者向けに育児休業制度の普及・啓発を行っている地域振興課と情報共有を行い、より効果的な普及について検討していく。	
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】<推進項目1. 子育て支援のネットワークづくり (No.115-No.119)>								
115	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	子育てサークルの活動支援	■ 市内の子育てサークルに対し、用品の貸出やサークル同士の交流会の実施等、自主的な運営に関する支援を行うとともに、運営に関する相談を実施していきます。	子育て支援課(子育て支援センター)	用品の貸出やサークル同士の交流会を実施したり、サークル活動の場に出向いて支援を行った。 また、支援センターにてサークル情報の提供を実施している。	サークル代表者会議:年2回 サークル交流会:年1回、参加24組	今後も、用品の貸出やサークル同士の交流会を実施したり、サークル活動の場に出向いて支援を行い、支援センターにてサークル情報の提供を実施していく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
116	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	守口市子育て支援センター機関紙「0歳からの子育てつうしん『もりっこ』」	■ 年4回発行の「もりっこ」で乳幼児の子育てをしている保護者のニーズにあった内容・情報を掲載し、より多くの家庭に機関紙が届くように取り組みます。	子育て支援課 (子育て支援センター)	子育てに関する情報や、講座、イベントのお知らせを掲載し、各公共施設をはじめ、私立の幼稚園、保育所、認定こども園や子育てサークルなどに配布している。	5,000部×4回	子育てに関する情報や、講座、イベントのお知らせを掲載し、各公共施設をはじめ、私立の幼稚園、保育所、認定こども園や子育てサークル、4ヶ月児健康診査日などに配布していく。
117	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	0歳親子交流の場	■ 親子が気軽に交流できる場を提供とともに、利用しやすい時間に開催するなど、利用環境についての検討を行っていきます。	子育て支援課 (子育て支援センター)	同じ年代(～6ヵ月)(7ヵ月～11ヵ月)の子育てをしている保護者を対象とした講座などを開催し、アンケートをとるなど検討を行っている。	0歳限定のあそびのひろば 月1回開催、年間 延350人	4ヶ月児健康診査時、ブックスタートで絵本のプレゼントをしながら、子育て支援センターの案内、0歳限定もりっこひろばや子育て全般の情報を提供していく。結果、健診終了後、センターに立ち寄っていただくことに繋がる。
118	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	あそびの広場	■ 就学前の子どもとその保護者が交流や情報交換ができる場として、市民保健センターや各公民館等において月に1～2回開催していきます。	子育て支援課 (子育て支援センター)	市民保健センターにて12回、公民館や、さんあい広場にて9回開催しており、保健センターが遠方で来られない方も、近くの公民館などで開催されることにより参加しやすくなっています。	保健センター あそびの広場:(フリー)延600組、(0歳)延350組 コミュニティセンター:延65組 さんあい広場:35組	市民保健センターにて12回、コミュニティセンター等にて7回開催予定である。あそびの広場改めもりっこ広場をコミュニティセンターで開催することで、親子が地域の子育てサークルとの連携も深め、地域の子育て支援に繋げる。
119	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	守口市子育て支援センターのフリースペースの活用	■ 就学前の子どもとその保護者が自由に来館し、親子同士で交流や情報交換ができ、また子育てに関する情報を提供する場として、守口市子育て支援センターの充実に努めます。	子育て支援課 (子育て支援センター)	月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで開館しており、あそびの場を通じて交流や情報交換をしたり、また、子育てに関するパンフレットやチラシ、ポスターなどを掲示しセンターの充実に努めている。	来館者数 (年間)大人:4,052人、子ども:4,662人 計:8,714人	月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで開館して、あそびの場を通じて保護者間交流や情報交換をしたり、また、子育てに関するパンフレットやチラシ、ポスターなどを掲示し、子育ての悩みなど気軽に相談できるようセンターの充実に努めていく。

【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】<推進項目2. 世代間交流の推進 (No.120-No.121)>

120	地域力の活用による子育て支援	世代間交流の推進	「さんあい広場」等での世代間交流	■ 地域ボランティアとの協力により、さんあい広場(また、さんこう、かすが、どうだの市内4か所)等において、高齢者と子どもたちが、昔遊び(コマ、紙飛行機、おはじき、だるま落としなど)や手芸遊び、その他クリスマスや七夕などの年中行事、クラブ活動・芋掘り等の野外活動等を通じて世代間交流を実施した。 また、幼稚園や保育所へ出向いてのお遊戯会の観賞や行事への参加等、幅広く交流の場を設けることに取り組んだ。	高齢介護課	さんあい広場「どうだ」 絵本読み聞かせ:年2回(6月、11月)、参加者 約60名 七夕:年1回(7月) 参加者 約50名 保育所サンタ出張:年1回(12月) クリスマス会:年1回(12月) 参加者 約50名 卒園記念お別れ会:年1回(3月) 参加者 約50名 さんあい広場「さんごう」 昔遊び(対象:小学1年生):年1回(8月) 参加者 約20名 手芸遊び(対象:小学6年生):年1回(3月) 参加者 約20名 クラブ活動(グラウンドゴルフ):年12回(毎月1回) 参加者 約240名 お遊戯会観賞:年1回(6月) 参加者 約20名 七夕:年1回(7月) 参加者 約30名 さんあい広場「さた」 芋掘り:年3回(6月、10月2回) 参加者 約130名 遊びの広場:年7回(6月、7月、10月、11月、12月、1月、3月) 参加者親子 約140名 昔遊び:年1回(2月) 参加者親子 約20名程	さんあい広場「どうだ」 絵本読み聞かせ:年2回(6月、11月)、参加者 約60名 七夕:年1回(7月) 参加者 約50名 保育所サンタ出張:年1回(12月) クリスマス会:年1回(12月) 参加者 約50名 卒園記念お別れ会:年1回(3月) 参加者 約50名 さんあい広場「さんごう」 昔遊び(対象:小学1年生):年1回(8月) 参加者 約20名 手芸遊び(対象:小学6年生):年1回(3月) 参加者 約20名 クラブ活動(グラウンドゴルフ):年12回(毎月1回) 参加者 約240名 お遊戯会観賞:年1回(6月) 参加者 約20名 七夕:年1回(7月) 参加者 約30名 さんあい広場「さた」 芋掘り:年3回(6月、10月2回) 参加者 約130名 遊びの広場:年7回(6月、7月、10月、11月、12月、1月、3月) 参加者親子 約140名 昔遊び:年1回(2月) 参加者親子 約20名程	今後も活動の継続とともに活動内容の拡充を図り、高齢者や地域の人々との交流を推進する。
121	地域力の活用による子育て支援	世代間交流の推進	「もりぐち児童クラブ事業」での異年齢交流	■ 地域の方々の参画と協力を得ながら、「もりぐち児童クラブ事業」にて、異年齢の子どもたちによる交流を通して社会性や協調性をはぐくむ機会の充実に努めます。	放課後こども課	地域の方々の参画と協力を得ながら交流体験活動の推進を図っている。	日曜日、祝日及び年末年始を除き開設(293日)しており、異年齢間交流を活発に行っている。	今後とも現在の運営形態を堅持し、事業の安定的運営を図る。

【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】<推進項目3. 家庭教育への支援の充実 (No.122-No.124)>

122	地域力の活用による子育て支援	家庭教育への支援の充実	家庭教育講座の開催	■ 就学前の子どもの保護者に対して、講師による講座やママカフェを開催し、子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につけるために重要な役割を果たす家庭教育を推進していきます。	コミュニケーション推進課 (旧公民館) 生涯学習課	年間を通じて、市内コミュニティセンターで8種類の家庭教育支援講座を開催した。 【※No.20と同様】	「おはなし劇場」:延42組85名参加 「ママカフェ」:延69名参加 人形劇公演「でこぼこげきじょう」:延67組134人参加 「えほんの広場」:延6組12名参加 家庭教育講座「ママのための応援講座(全4回)」:延8名参加 「ママのためのハッピー講座「勇気づけの子育てを学ぶ(全2回)」:延25名参加 「毎日がもっと楽しくなる子育て講座(全4回)」:延20名参加 「パネルシアターを作ろう!~ハラハラ、ドキドキ、あらふしき!?(全2回)」:延26名参加 【※No.20と同様】	平成28年度においては生涯学習課で家庭教育支援講座を開催したが、次年度以降は担当課を明確にし、引き続き家庭教育支援講座を市民のニーズ等に合わせ開催していく予定である。 講師については可能な限り市内で活躍する親学習リーダーを講師として招き、地域で家庭教育支援を考える機会の提供に努める。
123	地域力の活用による子育て支援	家庭教育への支援の充実	守口親まなびの会の活動支援	■ 親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした「親を楽しむワークショップ」等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学びの機会の充実を図ります。	生涯学習課	年間を通じて、研修や交流会の情報提供や活動の支援を行うほか、課主催の講座や市PTA協議会の主催イベントに講師として依頼した。親学習スーパーバイザーとして大阪府へ登録も行った。	大阪府の家庭教育支援SV(スーパーバイザー)養成研修講座へ3名の親学習リーダーを派遣。 課主催講座は子育て中の親、子どもの成長に関わる方を対象に4回開催し、延28名が参加。 守口市PTA協議会教育セミナーでは66名の保護者が参加。	引き続き府や国からの情報提供を積極的に行うほか、課主催講座では親学習を題材にしたものをシリーズ化して定着するよう努める。 また、市内での活動場所をさらに提供できるよう、校長会などに呼びかけをし、市内小中学校に対し親学習の活動や意味を伝えていく。
124	地域力の活用による子育て支援	家庭教育への支援の充実	視聴覚ライブラリー事業	■ 家庭教育を推進するため、PTAや教育・保育に携わる人たち等に視聴覚機材等の貸出しを行い、子育てについての研究発表や研修会等に役立ててもらえるよう支援していきます。	生涯学習課	平成28年4月1日をもって「守口市立視聴覚ライブラリー設置条例」が廃止となり、貸出は行っていない。		今後、貸出を行う予定なし。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】<推進項目4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実 (No.125-No.129)>								
125	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	子ども体験学習	■ 市が設置する各コミュニティ施設において、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、子ども工作教室やケーキ作り教室などの体験学習を実施していきます。	コミュニティ推進課 (旧公民館)	夏休み期間中の子どもたちを対象に、木工研究家講師等による工作教室を各コミュニティセンターにおいて開催した。	5回実施し、保護者含め計140名以上の参加があった。	子どもがより充実する体験学習ができるよう、他部署等あらゆる機関と連携を図っていく。
				■ 市が設置する各コミュニティ施設において、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、子ども工作教室やケーキ作り教室などの体験学習を実施していきます。	生涯学習課	年間を通じて、市内コミュニティセンターで7種類の青少年講座を市内コミュニティセンターで開催した。	「障がいのある子もない子もーみんなで Let's Play Music 音楽あそびをしましよう」: 延5組10人参加 「夏休み子ども将棋教室(全3回)」: 延17名参加 「電子工作～TVゲームの製作～」: 延18名参加 「水の不思議観察～雲作りと雪の結晶～」: 延8名参加 「親子そば打ち教室」: 延7組14名参加 「親子で作るアートワークショップ「わが家の曲を作ろう！」」: 延5組12名参加 「親子クリスマスケーキ作り～クリスマスBOXケーキ～」: 延24組48名参加	青少年講座としてスポーツに関連した内容の企画を検討しているが、関係各課と協議したうえで進めていく。
				■ ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)にて、夏休みファミリーフェスタ、子ども図書館司書1日体験教室、星空ウォッチング(大日公園天体観望会)など、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施していきます。	生涯学習課	「生涯学習普及事業」として年間を通じて市民の多様化する学習ニーズに対応する講座や講演会、イベントの開催を行った。 また、「文化振興事業」として、落語や音楽会などを通じて芸術や伝統芸能への理解を深める機会を提供了。	(文化振興事業団主催)「もりぐち市民大学講座」: 計10回開催、延250名参加 (文化振興事業団主催)「星空ウォッチング」: 延33名参加 (文化振興事業団主催)「熟睡プラスマリウム アロマ付星空解説」: 計3回開催、延174名参加 (文化振興事業団主催)「プラネタリウム学習番組の特別投影」: 計21回開催、延1,866名参加 (文化振興事業団主催)「デジタルで魅せる世界の名作映画上映会」: 計7回開催、延286名参加 (文化振興事業団主催)「エクセレントコンサート」: 計54回開催、延3,391名参加 (文化振興事業団主催)「第9回大日寄席～上方爆笑落語会」: 延124名	引き続き年間を通じてバラエティに富んだイベントを開催し、子どもたちの学習意欲を引き出すよう努める。
126	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	芸術・伝統文化にふれる機会の提供	■ もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、かるた会など四季折々の行事、また、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)では美術展覧会やクラシック音楽鑑賞会、エナジーホール(守口文化センター)では、市民文化祭での伝統芸能の鑑賞会など、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供していきます。	生涯学習課	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では年間を通し、四季折々のイベントを開催し、市民の方が身近に伝統文化に触れる機会の提供並びに文化財の魅力発信に努めた。 イベントには社会科の授業で訪れてもらうなど、市内小学校に呼びかけも行っている。	「端午の節句」: 延250名参加 「春の模絵展」: 延121名参加 「七夕まつり」: 19名参加 「観月の夕べ」: 72名参加 「秋の模絵展」: 延121名参加 「関西文化の日」: 延26名参加 「しめ縄作り」: 30名参加 「かるた会」: 18名参加 「ひな祭り」: 延334名参加 「企画展」: 延301名参加 「スプリングコンサート」: 36名参加	引き続きもりぐち歴史館「旧中西家住宅」では年間を通じた四季折々のイベントを開催するほか、毎月1回企画展を行い、市民が歴史や文化財に触れる機会を増やす。
127	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	地域コーディネーターの活動支援	■ 地域コーディネーターは大阪府の養育講座を受けた修了者が中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせ会などの行事を実施しており、その活動を支援し、地域の教育環境づくりの推進に努めます。	生涯学習課	総会、連絡会開催の運営補助のほか、イベントの広報活動の支援などを行った。	総会(1回)、連絡会(3回)、代表者会議(1回)、広報委員会(2回)、よみかせ担当者会議(1回)、役員会(随時開催) 中学生のよみかせ会(中学生39名参加) 研修会、地域イベントへの参加(年4回程度) 地域行事への参加(年3回) 広報紙(Morichicoタイムズ)No.5発行	引き続き会議の運営補助を行っていく。 また、活動報告やイベントの告知を広報紙ならびにSNS等に掲載し、市内の周知を図っていく。
128	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	青少年育成団体の活動支援	■ 地域において活動する青少年育成団体に活動場所の提供や定期演奏会の周知、入団希望者を増やすためのPR、入団式・卒団式の支援などをすることで、青少年のスポーツや文化に関わる活動を促進していきます。	スポーツ・青少年課	各育成団体の入団・卒団式や定期発表会・演奏会に際し、支援を行った。 また、育成団体以外に青少年の育成に寄与する団体が増加していることから、特定団体のみに対する支援を平成28年度限りとし、自主運営してもらうこととした。	入団式: 平成28年5月22日(日)入団者17名 卒団式: 平成29年3月26日(日)卒団者19名 守口市バトングループ定期発表会: 平成28年9月4日(日)エナジーホールにて 守口市青少年吹奏楽団定期演奏会: 平成29年3月5日(日)寝屋川市民会館にて 守口市ジュニアラスバンド定期演奏会: 平成29年3月19日(日)エナジーホールにて 守口市少年少女合唱団定期演奏会: 平成29年3月20日(月祝)エナジーホールにて	平成28年度まで支援してきた育成団体だけでなく、本市において青少年の育成に携わっている諸団体に対し、広く支援していく補助金メニューの構築を行う。
129	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	青少年育成指導員校区活動支援	■ 青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行っていきます。	スポーツ・青少年課	青少年育成指導員の活動に必要となる安全教育講習会や広報委員研修会、キックベースボール審判講習会実施に際し、支援を行った。	安全教育講習会: 平成28年6月25日(土)9校区16名参加 キックベースボール審判講習会: 平成28年6月26日(日)14校区46名参加 広報委員研修会: 平成28年6月28日(火)12校区35名参加	参加しやすい研修内容や日程等、参加人数増に向けて引き続き検討していく。
				■ こども親善スポーツ大会やこども会駅伝、こどもまつりなどの機会を通して子どもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう青少年育成指導員の活動を支援していきます。		本市主催によるこども会親善スポーツ大会(キックベースボール大会)や青少年育成指導員連絡協議会との共催によるこどもまつりを実施し、また青少年育成指導員連絡協議会主催のこども会駅伝や中学生スポーツ大会への支援を行い、青少年の異年齢、他校区との交流の充実が図られた。	こどもまつり: 平成28年5月15日(日)約11,000名来場 こども会親善スポーツ大会: 平成28年8月7日(日)約600名参加 中学生スポーツ大会: 平成28年8月21日(日)40チーム参加 こども会駅伝: 平成28年12月4日(日)16校区32チーム参加	より多くの子ども達が参加でき、効果的なイベントとなるよう、催し物や競技種目等につき青少年育成指導員連絡協議会とともに引き続き検討していく。

施策No	施策目標	推進項目	事業・取り組み	内容・今後の展開	担当課	平成28年度の取組内容	平成28年度実績	今後の方針
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】<推進項目5. 子どもの居場所づくり(No.130-No.131)>								
130	地域力の活用による子育て支援	子どもの居場所づくり	市立児童センター	■■ 今後、市民のニーズを踏まえながら、健全な遊びを通じて、満3歳以上の幼児(保護者等同伴)と小学生の子どもの健康で豊かな心を育てる活動を行う場として、事業の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援していきます。	子育て支援課(児童センター)	市内在住の就学前児童のいる乳幼児と保護者を対象に、離乳食の進め方、救急処置法などの講座を講師等に依頼し「子育て講座」を開催した。 また、就学前の乳幼児と保護者を対象に「絵本の時間」「なかよしキッズ」(ふれあいあそび)「季節のおりがみ」を毎月開催し、親子のコミュニケーションを図った。	「子育て講座」 年5回開催(7月、9月、10月、1月、2月)、参加人数:154人 「絵本の時間」 月1回開催(計12回)、参加人数:約480人 「なかよしキッズ」 月1回開催(計12回)、参加人数:約600人 「季節のおりがみ」 月1回開催(計12回)、参加人数:約480人 「季節の行事」 運動会(10月)、センターまつり(11月)、クリスマス会(12月)、おめでとう大会(1月)	平成29年度から広報、ホームページに続き、情報誌「まみたん」にイベント、講座等の掲載依頼をおこない、来場者人数の増加を図り、さらなる子どもの健やかな育ちを支援していく。
131	地域力の活用による子育て支援	子どもの居場所づくり	もりぐち児童クラブ「登録児童室」(放課後子供教室)	■■ 小学校1~6年生と満3歳以上の幼児(保護者等同伴)を対象に、自主的な遊び場を提供していきます。 ■■ もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、地域の参画を得て、交流・体験活動を通して連携できるもりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。	放課後こども課	安全で安心して過ごせる放課後等の居場所として充実が図られてきている。	開設日数:293日 参加者数:延約155,000人	今後とも現在の運営形態を堅持し、事業の安定的運営を図る。
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】<推進項目6. 犯罪等の被害から子どもを守るために活動支援(No.132-No.135)>								
132	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るために活動支援	「こども110番の家」運動	■■ 地域の家庭・団体等の協力を得て、子どもの緊急避難場所としての役割を担う「こども110番の家」運動を推進していきます。	スポーツ・青少年課	「こども110番の家」運動の推進に向け、各校区の青少年育成指導員の協力を得、協力家庭の勧誘啓発活動を行った。	「こども110番の家」運動登録家庭:1,629件(平成29年3月31日現在)	共働き世帯や、高齢者の単独世帯等が増加する中、実効性のある協力家庭の精査をしていくながら、協力件数を伸ばしていくよう努める。
133	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るために活動支援	「少年を守る店」運動	■■ 地域の商店・業者等の協力を得て、未成年の非行防止に協力する「少年を守る店」運動を推進していきます。	スポーツ・青少年課	「少年を守る店」運動の推進に向け、各校区の青少年育成指導員の協力を得ながら、協力店舗の勧誘啓発活動を行った。	「少年を守る店」運動登録店舗:512件(平成29年3月31日現在)	制度実施の昭和50年代とは異なり、制度協力の主であつた個人商店の店舗数が減少する中、協力対象業種の見直しを図っていく。
134	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るために活動支援	登下校時の安全確保(見守り隊・声かけ隊)	■■ 市立小学校に通う子どもたちの登下校時の安全を守るため、PTAおよび地域団体のボランティアの協力を得て取組みを促進していきます。	学校教育課	PTAおよび地域団体のボランティアの協力を得て、定点に立つていただく等、各校区の実態に応じて実施。さらに警察等の関係機関と連携しながら、小学校区での年1回声かけパトロールを実施。	小学校区での年1回声かけパトロールを実施。全小学校区で毎日の登下校の見守り等実施。	市立小学校・義務教育学校に通う子どもたちの登下校の安全を守るために、PTA及び地域のボランティアの協力を得て、見守りの活動の取組を促進、支援していく。
135	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るために活動支援	青少年育成指導員による街頭指導活動等支援	■■ PTAおよび地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進していきます。 ■■ 地域や関係機関・団体と、より一層の連携を図り、夜間の見回り等の街頭活動や啓発活動を促進していきます。	スポーツ・青少年課	夏休み等の子どもの長期休暇中に大型商業店舗等を中心に各学校や地域各団体と協力し、夜間巡回等のパトロール活動を行った。	校区巡回:15校区、延104回実施	近隣市の凄惨な事件から、地域の活動機運が高まっているため、地域関係団体と連携を図りながら、更なる巡回活動等の増加を働きかけていく。